

平成18年第1回大仙市議会定例会会議録第2号

平成18年3月7日（火曜日）

議事日程第2号

平成18年3月7日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（30人）

1番 橋本五郎	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 佐藤孝次	8番 金谷道男	9番 石塚 柏
10番 千葉 健	11番 渡邊秀俊	12番 佐藤芳雄
13番 高橋敏英	14番 竹原弘治	15番 橋村 誠
16番 武田 隆	17番 斉藤博幸	18番 菊池幸悦
19番 大坂義徳	20番 大山利吉	21番 門脇一男
22番 本間輝男	23番 児玉裕一	24番 高橋幸晴
25番 佐々木洋一	26番 大野忠夫	27番 佐々木昌志
28番 北村 稔	29番 鎌田 正	30番 藤田君雄

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	栗林次美	助 役	久米正雄
教 育 長	笹元嘉辰	代表監査委員	田牧貞夫
企 画 部 長	佐々木正広	市民生活部長	高橋源一
健康福祉部長	根本正進	農林商工部長	金正行
建 設 部 長	鎌田栄治	病院事務長	高橋大樹
水 道 局 長	田口良邦	教 育 次 長	相馬義雄

議会事務局職員出席者

局 長 田 口 誠 一 副 参 事 高 橋 薫
副 主 幹 伊 藤 雅 裕 副 主 幹 加 藤 博 勝
主 事 菅 原 直 久

午前10時00分 開 議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

遅刻の連絡があったのは13番高橋敏英君、26番大野忠夫君であります。

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、日程第2号をもって進めてまいります。

○議長（橋本五郎君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に3番小山誠治君。

○3番（小山誠治君）【登壇】 市民クラブの小山誠治です。

最初に、市長はじめ全職員に御礼を申し上げたいと思います。48豪雪以来の大雪にもかかわらず、即座に雪害対策本部を設置し、除雪対策費を補正予算を決めるなど、的確な判断と全職員の努力により雪害に対処できたことに対して、深く敬意を表したいと思います。

それでは通告しております非核平和都市宣言について、お尋ねしたいと思います。

敗戦後62年を経過した今日、国民の大多数が戦争の経験のない世代になっているといわれております。私は、戦時中の義務教育を受けた戦中派の一人として、非核平和都市宣言は何よりも大事にしなければならないものと思っているものであります。大仙市が発足してから間もない平成17年6月27日、大仙市議会では議員全員の発議により非核平和都市宣言を可する決議を行っているところでございます。改めて決議文を読み上げます。「真の恒久平和は人類共通の願いである。しかるに、近年、世界における核兵器の増強は依然として続けられ、世界の平和と人類の生存に深刻な脅威と危機をもたらしております。我が国は世界一の核被爆国として再びこの地球上に、あの広島・長崎

の惨禍を繰り返してはならないと思います。大仙市は平和憲法の本質に則り、非核三原則を将来とも遵守し、あらゆる国の核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、人類共通の念願である恒久平和を希求するものである。ここに大仙市は、非核平和都市であることを宣言する。以上、決議する。」となっております。市当局では、非核平和都市宣言に基づく行動の一つとして、去る平成17年8月21日に市民会館で開催した非核平和に関する映写会に650名の参加者がいたことは、大変良かったことだと思います。企画や担当された関係者に敬意を表します。

さて、市役所前と大曲駅前には広告塔がありますが、いつの間にか非核平和都市宣言の看板が消えております。議会が議決し、大仙市民はもとより、世界に向かっての意思を表明する看板であります。この看板は、市役所前にも駅前にも365日24時間、取り外すべきでないと思うわけでありまして、どうしてもそれができないようでありましたら、専用の広告塔を作るべきと思いますが、これに対する市当局の考え方をお尋ねいたします。

さて、この質問原稿は通告書を提出したときのものであります。世の中には「打てば響く」という言葉があります。今日現在、市役所と大曲駅前にも非核平和都市であることを宣言する看板が設置しておりましたので、大変良かったと思います。速やかなる対応に敬意を表し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 3番小山誠治君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 小山議員の質問にお答え申し上げます。

質問は、非核平和都市宣言についてであります。

非核平和都市宣言につきましては、議員ご案内のように、昨年6月、平成17年第1回大仙市議会定例会で議員の皆様から提案され、在任特例中の全議員の賛同を得て決議されたところであります。

「非核平和都市宣言」の看板についてであります。旧大曲市時代に市庁舎前及び大曲駅前広告塔に設置しておりました。非核平和都市宣言の看板は、市町村合併により市の名称が変わったため、一時取り外したところであります。

また、旧神岡町及び旧協和町におきましても「非核平和宣言の町」などの看板を設置しておりましたが、神岡地域については取り外しており、協和地域につきましては、旧町名のまま設置している状況にあります。

大曲地域の市庁舎前及び大曲駅前広告塔につきましては、議員からのご指摘もあり、

早急に設置したところではありますが、非核平和宣言の決議から看板設置まで時間がかかりましたことにつきまして、お詫び申し上げたいと存じます。

また、各総合支所につきましても調査の上、具体的対応策を検討いたしたいと存じております。

市といたしましては、平和の尊さを啓蒙すべく、旧大曲市が実施しておりました非核平和映写会を新市に引き継ぎ、実施しているところでもあります。平成18年度におきましても非核平和映写会を予定しております。こうした行事を通じて、戦争の悲惨さを風化させないよう努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 3番、再質問ございませんですか。

○3番（小山誠治君） ありません。

○議長（橋本五郎君） これにて3番小山誠治君の質問を終わります。

次に、14番竹原弘治君。

○14番（竹原弘治君）【登壇】 14番、新生会の竹原です。

私からは、大きく分けて4点について質問いたします。

まず質問の中身に入る前に、この冬の豪雪により大変大きな被害を受けました。被害を受けられました方には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復を願っておるところでございます。

では、質問に入ります。

まず第1点目の、大仙市総合計画についてであります。

本市は昨年3月に合併してから間もなく1年を迎えようとしております。合併時に策定されました新市建設計画に代わる大仙市総合計画が今般示されたところでもあります。この計画は、本市の将来を担う極めて大事な計画であります。そこで、次の2点についてお伺いいたします。

まず最初の質問ではありますが、合併時の新市建設計画、いわゆる大仙市まちづくり計画は、大仙市にとって向う10年間の指針となるものであります。国の三位一体改革などにより国庫補助金の削減と負担金の削減と税源移譲並びに地方交付税の削減など、財政構造が大きく変わる中で大幅な見直しが必要になっております。しかし、こうした中でも地域住民は、合併前に策定されました建設計画に対する期待も、これまた大きなものがあるかと思えます。こうしたことから、合併前に策定されました建設計画が新た

な総合計画の中で、どのような判断や基準のもとに選択し、今後5年間の実施計画に反映されたのかをお伺いいたします。

また、毎年の実施計画の見直しでは、地域住民の声を反映させていくとしておりますが、今後どのような方法で把握し、意見集約していくのかをお伺いいたします。

次に、財政計画についてであります。合併時の財政計画は、先程も申し上げましたように新市の10年間の財政運営の指針として策定されたものであります。新たな財政計画はどのように見直しされたのかをお伺いいたします。

本市の18年度予算案であります。歳入では根幹である市税収入が74億7,000万円余り、歳入に占める割合は16.8%、前年度に比べ微増しております。また、依存財源である地方交付税が183億4,000万円、構成比で41.3%、国・県補助金が54億円、比率で12.3%、合わせて53.6%の構成比となっております。

しかし、国・県補助金は対前年比7億3,000万円ほどの大幅な減となっております。また、歳出では、いわゆる人件費や物件費が対前年比16億円近い大幅な減となったものの、投資的経費である普通建設事業費の市単独事業が昨年比で7億1,400万円ほどの18%の減となっております。これは、取りも直さず市財政の厳しさを物語っているのではないかと、そういうように思います。こうしたことから今後の財政運営を、どう展開していくのか、今後5年間の財政計画が示されておりますが、その見通しについてお伺いいたします。

次に、平成18年度一般会計当初予算案についてであります。

前の質問と関連いたしますが、本定例会に提案されました平成18年度一般会計当初予算案は、ご承知のように443億8,950万円と、17年度当初予算に比べ対前年比マイナス2.6%となっております。しかしながら市民の多様なニーズに応えるため、厳しい財源にもかかわらず市民生活に密着した事業や新たな地域振興事業、いわゆる地域枠予算が盛り込まれるなど、予算編成には大変苦慮されたことと存じます。そこで質問であります。平成18年度の当初予算の編成についてであります。一般会計の歳入は、厳しい財源の中、現時点で見込める最大限の額を計上されたことと思います。しかし、今後の補正予算に計上予定をしておる主な事業が6件示されており、総額で14億3,200万円を見込んでいるようであります。本来予算は、通常予算として編成しなければならないと思います。例えば経常的経費である除雪経費などは当初予算に計上す

べきであり、予算に過不足が生じた場合は補正で対応すべきと、そのように考えております。今後の補正で対応する6つの事業を当初予算に計上しなかった理由と、その財源、特に一般財源は何を見込んでいるのかお伺いいたします。

次に、体育振興についてであります。

まず1点目ですが、スポーツは健康維持のために大事であることは申すまでもありません。生涯スポーツの果たす役割は誠に大きいものがある中で、特に高齢者がいかに健康で明るい生活ができるのか、いかに健康で人生を楽しむことができるのか、大変重要であります。その見地から、高齢者の方々が気軽に利用しやすい環境をつくるため、また近年、高齢者のスポーツ人口が大幅に増える中、体育施設の利用料金の軽減を検討されてはいかがでしょうか。市の財政が切迫する中で大変であると思いますが、長いスパンで見れば、スポーツを通じて健康維持できるということは市民の福祉向上につながるばかりでなく、医療費の抑制にも大きな効果があることは既の実証済みであります。是非幅広い視点に立った財政効果に着目し、是非検討していただきたいと思いますが、市長のご所見を伺います。

2点目の陸上競技場の建設についてであります。

大仙市は8市町村が合併し、県内でも有数の大きな市になりました。この大きな面積と人口を占めている市にあって、総合運動競技場が1つもないということは大変残念であります。市民からも陸上競技場を含めた総合運動施設を望む声が多く寄せられています。また、合併前の大曲市には陸上競技場の建設計画があったとも聞いております。合併に伴い、8地域の連携を深める意味からも、全市あげての市民大会などの行事も必要ではないかと考えますが、市内を見回してもそれを実施できる施設がないことは意外であります。市長も施政方針の中で陸上競技場の必要性については言及しておりますが、改めてご見解を伺います。

最後の質問でございます。農業問題についてであります。

国の農業に対する考え方は、新農業基本法に見られるように、今後はやる気と能力のある後継者、認定農業者、集落営農団体、農業法人など、規模の大きな農業者に対しての支援を打ち出しております。平成19年度からスタートする経営所得安定対策等大綱においては、個人経営では4ha、法人経営では20haが対象となっております。これは言い換えれば専業化、大規模化のための農家を選別することだと感じます。しかし、現実を見るに、この地域の経済を支えているのは、大多数の小規模農家であり、この大

綱は枠に入らない農家自身だけでなく、地域の経済全体に大きく影響することになると危惧されます。農業者は、食糧供給のみならず農地の保全、あるいは集落の形成維持、ひいては水の涵養などによる国土保全の役割も果たしております。そこで大仙市に大きくかかわりを持つ経営所得安定対策等大綱についてご質問申し上げます。このことについては、先の定例会でも同僚議員が質問しておりますが、日を迫うごとに農家には不安、動揺が広がっております。そこで、その後の状況についてご質問いたします。

大仙市で事業の推進を図るため、太田地域に集落営農法人化支援センターを設置し、法人化の取り組みを支援していくことになっておりますが、この政策自体大変難しく厳しい内容でございます。行政はもちろんのこと、JAなど関係団体が一丸となって対応しなければ難しいわけでありますが、その協力体制は整っているのか、そのことをお聞き申し上げます。また、この事業を進めるには、地域の合意形成が不可欠であることはいうまでもありません。当市の農業形態を見るならば、今回の対策から漏れる4ha未満の農家は農家全体の約90%を占めている現状から、それに満たない小規模農家の理解を得ることがこの事業を進めていくには極めて重要であります。その対応も含め、今後どのようにこの対策事業を進めていくのかお伺いいたします。

以上で演壇の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本五郎君） 14番竹原弘治君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 竹原議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、大仙市総合計画についてであります。

はじめに、大仙市まちづくり計画と新総合計画との関係であります。大仙市として初めて策定する「総合計画」は、新市建設計画の考え方を基本としながらも、経営理念をはじめ将来像やまちづくりへの取り組みを体系的に整理し、限られた財源を有効に活用するため、市民の声などを踏まえて事務事業の必要性や優先順位、内容等の精査見直しを図り、新たな市政運営の基本方針として策定いたしました。

厳しい財政状況の中で、将来都市像の実現に向け大仙市が発展していくためには、経常的にかかる支出を抑え、限られた財源を有効に活用しながら、複雑多様化する市民の要望に応えていく必要があります。

実施計画の策定にあたっては、こうした点を踏まえながら新市建設計画の見直しを図り、特に普通建設事業については必要な事業の選択、事業費全体コストの縮減、事業年度の見直しによる平準化など、5カ年間の財政計画に基づき、一般財源ベースで約2分

の1と大幅な削減を実施したところであります。

次に、地域住民の声の反映につきましては、総合計画の進行管理において、市民による市政評価や地域協議会の意見などを実施計画に反映させ、見直しを図り、計画の実効性と弾力性を確保しながらまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、財政計画の見直しについてであります。合併協議会で作成した財政計画は平成16年度に作成したものであり、平成15年度の旧8市町村の決算額と平成16年度決算見込額をベースに推計した財政計画となっておりますが、そのあと国の三位一体改革に伴う国庫補助負担金の削減、所得譲与税の新設及び平成19年度での住民税への移行、地方交付税・臨時財政対策債の大幅な削減、恒久減税の廃止など歳入の大幅な制度改革があったため、これらの増減要素を勘案し、現行制度に沿った形で歳入の見直しを行っております。また、合併特例債事業については、旧8市町村での計画作成段階では、事業計画に計上したほとんどの事業を対象としておりましたが、実際に対象となる事業は、新市の一体性の速やかな確立を図る事業、均衡ある発展に資する事業、公共的施設の統合整備事業などの一定の要件を満たすものに限定されているため、対象事業の見直しを行っております。

次に、今後の財政見直しについてであります。市税は大幅な税収は見込めないほか、主要な財源である地方交付税の減少傾向は続くものと予想されるため、各年度の財源不足は簡単には解消できないものと予想しております。したがって、経常経費の削減、スリム化を急ぐとともに、事業実施にあたっては事業内容の精査、優先順位をつけるなど、事業費と起債発行の抑制が必要であると考えております。

質問の第2点は、平成18年度一般会計当初予算案についてであります。

当初予算編成にあたりましては、議員ご指摘のとおり厳しい財政事情を勘案し、事務事業の規模、必要性、優先順位等について大仙市として統一した考えのもとで編成作業を進めてまいりました。

補正予算で対応する事業についてであります。お示ししました6事業については、年度当初において予算の執行を伴わないことや今一度各事業について内容等精査した上で、現状に合った的確な予算計上をいたしたく、担当課と協議の上、補正予算対応としたものであります。

このうち除雪経費につきましては、より近い時期の長期気象予報等を参考にし、その冬の状況に適合した積算をし、適切な予算計上をすべきと考えており、今後も補正予算

で対応してまいりたいと考えております。

なお、補正予算の計上にあたりましては、今冬の実施状況を踏まえ、除雪単価の統一や現状に合った除雪回数等を予算に反映させた上で大仙市として均衡のとれた除雪体制に努めてまいりたいと考えております。

また、補正財源についてであります。前年度繰越金や地方交付税等の一般財源のほか、特定財源として地方バス路線運行維持対策経費につきましては県補助金、水辺の学校整備事業につきましては地方債、駅前第二地区土地区画整理事業につきましては国庫補助金並びに地方債、また、学校給食センター運営準備経費につきましては学校給食センター建設基金で、それぞれ対応したいと考えております。

なお、除雪経費につきましては、財源の一部について地方交付税の充当を予定しております。

質問の第3点、体育振興に関する質問のうち、1点目の高齢者に対する体育施設の利用料金の軽減につきましては教育次長から答弁させていただきます。

次に、総合運動競技場につきましては、旧大曲市において進めてまいりました大曲市総合公園整備事業において、総合運動公園としての性格を有する公園を目指し、ファミリースキー場を含め、これまでテニスコート、野球場、グランドゴルフなどに利用されている多目的広場などの整備を実施してまいりました。また、サッカー及びラグビー場兼用となります陸上競技場は、野球場に隣接し計画しておりますが、野球場については平成19年秋田わか杉国体において軟式野球のメイン会場となることから、陸上競技場の建設予定地を国体開催時の臨時駐車場として利用することで陸上競技場の建設は、国体終了後の平成20年頃からとしたところであります。

しかしながら、これまで野球場で大きな大会やイベントが開催された場合は、陸上競技場の建設用地を利用しておりましたが、陸上競技場を建設しますと周辺に適切な駐車場を確保することが難しく、慢性的な駐車場不足が懸念されております。また、陸上競技場につきましては、全市的に利用していく施設であることから、大仙市としての全市的視点からも、改めて位置及び規模等について検討を要するものと認識しているところであります。したがって、18年度中に議会並びに体協など関係機関や市民の意見を伺いながら、陸上競技場の建設に関する基本方針を固め、国体終了後の平成20年頃から建設に向け努力してまいりたいと考えております。

質問の第4点は、農業問題についてであります。

「食料・農業・農村基本計画」を踏まえた経営所得安定対策等大綱による品目横断的経営安定対策の加入対象となるためには、4ha以上の認定農業者であることや経理を一元化した20ha以上の集落営農であることなど、すべての農業者を一律に支援するこれまでの政策を根本から見直し、一定の基準を満たした意欲と能力のある担い手を支援することとしていることは、議員ご承知のとおりであります。現在、農業者の91%が4ha以下の中小規模農家である本市にとって極めて重大なことと認識しております。大綱では、小規模で個々に担い手になれなくても一定の条件を備える集落営農に参加することと、経営面積が小さくても複合経営などにより一定の所得があがれば対象になるとしております。このため、集落営農を積極的に推進するため、18年度本市で設置予定の集落営農法人化支援センターと各総合支所は、昼夜兼行で土・日もない体制で取り組むこととし、仙北地域振興局の「農業経営体支援班」JA秋田中央会の「担い手支援室」及びJA秋田おぼこの「担い手育成推進担当」と協力体制をとりながら、本事業を強力に推進してまいりたいと考えております。

今後とも中小規模農家の理解を得るため、集落座談会等を何回も開催し、その周知と誘導に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 相馬次長。

○教育次長（相馬義雄君） ご質問の第3点目は、体育振興についてであります。

このうち高齢者の皆さんに対する体育施設の利用料金の軽減についてであります。大仙市の65歳以上の高齢化率はご案内のとおり28.87%となっており、長寿の方々も多くなっております。

こうした方々は、それぞれ自分の体力に合わせてグランドゴルフ、あるいはゲートボール、テニス等にいそしんでいる姿が見られます。

体育施設の利用者からは、公平・適正な受益者負担の考えのもとで、適正な利用料金をいただきながら施設の維持管理及び整備に努めているところでございます。高齢者の皆さんがスポーツを楽しみながら健康な生活を維持できますことは、ひいては医療費の軽減等にもつながりますけれども、市といたしましては利用料金の軽減ではなく、安心して利用できる施設の環境づくり、それから高齢者の皆さんの健康維持につながるスポーツの指導等を側面から支援してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） 14番、再質問ございませんですか。はい、14番。

○14番（竹原弘治君） ご答弁大変ありがとうございました。

自分なりにこの答弁を聞き、考えましたことを再質問させていただきます。

まず1点目、大仙市の総合計画についてご質問申し上げました。我々地域住民として考えるのは、合併時に作成されましたところの新市建設計画、そのことに寄せる期待は大変大きかったわけでございます。それが今般、総合計画基本構想実施計画が示されたところでございます。その中にどのような視点で、この実施計画に、この新市建設計画から実施計画の事業、今後5年間の事業、ぼつぼつあった事業あったわけですけれども、それに移されたのかということでございます。今の市長の答弁では、それなりのお答えでございましたが、一番大事なのは、私は、それぞれの旧町村の地域がございませぬ。それで、それぞれの地域の声を十分に反映してつくられた実施計画なのかというふうなことでございます。こちらの方で建設計画を基本としながら実施計画に移ったというようなことでございますが、例えばですよ、旧神岡地域、建設計画の段階で、例えば10の事業を出しておったと、建設計画に載せておったと。それがいろんな諸般の状況からして、総合計画の実施計画ではかなり絞られた状況になっております。いろんな相手あると思いますので、絞ってもこれはしょうがないと思いますけれども、じゃあ具体的に本当に真のその地域の、神岡地域の、本当に住民が、市民がやってもらいたいと、そういう事業を実施計画に移行させたのかと、そこら辺私は非常に疑問を感じるわけがあります。地域にはそれぞれ総合支所もございませぬ。そういう総合支所に対しても、十分にそういう市当局として実施計画を決めるにあたってコンタクトを取ったのかと、そこら辺はどうなのかと。一定の判断で、こういうような今後5年間の実施計画をつくったと申しますが、はたしてそれぞれの地域の実態、本当にやっていただきたい事業、それが載せられた事業なのか、今一度ご質問申し上げたいと思います。

それから、合併時の財政計画でございますが、このとおり財政状況が大変厳しいと、見直しをされるのは当然だと、そういうように思っております。いずれこれから見直ししながらいろいろ事業をやっていかなければいけないと思いますけれども、やはり私考えるには、市長も言われているとおり合併特例債を財源としたところの事業、やっぱりそういうふうに移行していくのかなと、そういうような考えもしております。ただ、合併特例債事業といっても、これもやっぱり借金の事業でございますので、本当にですね、真に住民が要望する事業、これをしっかり選択して今後の事業実施にあたっていただき

たいと、そういうように思っております。そのことについてもご見解をいただきたいと思えます。

それから、財政計画、先程も申し上げましたけれども、5年間の財政計画が実は先般示されております。それではですね、18年度の財政見通し、財政計画です。ここでは歳入が500億円見ているんです。これは財政計画というのは、実施計画に基づいた、やはりかなり重い計画ではないかなと、そういうふうに思っております。しかし一般会計、当初今審議されるところの一般会計当初予算では443億円でございます。今後5年間の財政計画では500億円の歳入を、決算ベースですけれども歳入を見込んでおります。その差というのは、60億円ぐらいあるわけでございます。今後ですね、補正予算で見込んでおる事業、14億円ほど見込んでおりますけれども、それでもまだ30億円近い補正予算の総額に対し、財政計画では開きがあるわけでありまして。そこだけ我々はどういうふうに認識すればいいのかなと、そういうふうに思っております。特に建設事業費、それだけ見ましても財政計画では105億円ぐらい見ているんです、これで。この間の示された財政計画では。しかし実際の今年度の当初予算の建設計画は65億円、大体これ40億円ぐらいの差異があります。だからさっき申しましたように、今後予定されている一般会計の補正予算、これが14億円ぐらいですから、それを含んでもまだ、単純に計算すれば30億円ぐらいが財政計画の方が多いと、そういうような感じをしております。そうすれば今後ですね、最終的にこの財政計画のと通りの決算を組むとすれば、まだ、例えば建設事業費で二十何億円、30億円の事業をしようとしているのか、そこら辺ちょっと、いわゆる当初予算と財政計画、直近18年でございますが、そこら辺の違いについて是非教えていただきたいと。やっぱり今後5年間の財政計画では、それなりの根拠に基づいた計画を私はお示し願っていると。実施計画に基づいた財政の計画というのは、今後5年間、10年先、20年先の話では、それなりに差異が出てくるかもしれませんけれども、5年間。しかも今私ご指摘したのは、いわゆる18年度、18年度の関係、比較でございます。その差について是非ご答弁をいただきたいというように思えます。

それから、自分で質問したもの全部再質問も何でございますが、スポーツ振興についてでございますが、大変市長から前向きな答弁、あるいは次長の方からも現状の状況についてご説明ありました。特に陸上競技場については大変評価できるところでございます。いずれ今、スポーツが大変関心を呼んでおります。スポーツを通じての人づくり、

地域づくりというのは大変大事になっていると思います。来年は、わか杉国体というような本県にとって一大イベントもあるわけでございます。特にですね、私が感じるのは、政治とかそういう難しい話には全然耳を貸そうとしない若者がですね、ことスポーツには大変な感動、興奮、喜びを共有できるようなものであると常々感じているんです。ですからスポーツにおけるこの役割というのは、そういう意味でも大変大きいものがあるかと、そういうように思っております。もしかすれば新市発展のためには、スポーツ振興というのは決して欠かすことのできない大きなセクションではなからうかなと、そういうように思っております。ですから、そういう観点に立っても、今後、スポーツ振興、施策の充実には特段の気持ちで取り組んでいただきたいと、そういうように思っております。これは私の意見でございますので答弁はおりません。

最後の農業問題の関係でございます。

ご承知のように、本市は市の面積の4分の1近くが農地でございます。まさしく農業を基盤として成り立っている、いわば農業立市であると私は認識しております。そういう意味で今般の経営所得安定対策が本市においていかに大事な、いわば本市の、ある意味では将来を左右するような大事な政策ではないのかなと、そういうように思っております。特に質問いたしました、本市の農業形態、90%以上がですね、この今の大綱の網にかからない農家でございます。ですから私は、今回の政策を推進するにあたっては、先程も申し上げましたが、いわゆる4ha未満の農家を徹底的にやっぱり理解を求め、支持をもらっていると、その政策の中に入れてもらうということが今回の政策の、まさに正否を決める私は大事なことだろうと、そういうふうに思っております。どうかそういう観点からも、今後1年間、関係機関と連携をとりながらこの事業の推進方にあたると思いますけれども、そういう強い気持ちで新市の、当市の将来を左右するという思い、役割を担いながら、どうかひとつよろしく啓蒙方、説明方お願い申し上げたいと、そういうように思っております。

最後のご質問ですけれども、私この農業政策で大事なものは、ただ国の政策を受け継いで、自治体行政が受け継いで、そして下、いわゆる農家側に伝えると、そういう考えというのはやはり大変受け身的な考えだろうと、そういうように思っております。そういう意味で大仙市の本当の将来の農業の目標はこういうもんだということをやっぱりきちっと示して、それに向かってこの事業、だからこの政策が大事なんだと。この後には法人化ある、そしてその向うにはきちっとした大仙市農業の目標というものを私は出す

べきではないかなと、そういうふうに思います。ということで、大仙市の農業振興計画といえますか、そういうものもやっぱりきっちり目標を掲げるには必要ではないのかなと、そういうふうにも思っております。その件についてもご見解を賜ればとというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 竹原議員の再質問にお答え申し上げます。

総合計画、合併前につくりました新市建設計画と総合計画の新しい総合計画の関係がありますが、新しい総合計画策定にあたりましては、総合支所を通じて、できるだけ住民の声を聞きながら調整に入ったつもりであります。それと併せて地域協議会の活動が始まりましたが、ここの機能を十分活かしたいと思ひまして、そこにボールを少し投げかけましたけれども、まだ残念ながら地域協議会そのものが十分な機能を果たしていません。そこを何とか総合支所でカバーしてもらおうような形で、いわゆる企画部門が一方的に机上の計画を立てるのではなくて、現場、地域の状況をできるだけ把握した上で事業の調整を図ったつもりであります。基本的には、これは合併前でしょうがなかった部分もあるわけですが、様々な歳入の部分が大きく変わってきておりますので、そういう財政的なものを抑えなきゃならないということも含めまして計画をつくっていったつもりでありますけれども、旧市町村で立てられた主要な計画については、多少年度のずれ、その他変化はありますけれども、ほとんど5年間の実施計画の中に載せたつもりであります。財源の見通しを、それを含めて財源のはりつけの作業が今回全部できませんでしたので、総合計画の5年、実施事業につきましては、計画の年度だけを表示させていただきました。この5年間の関係につきましては、今議会終了後、5月、6月ぐらいをかねまして、数字が出るような形で実施計画を示してまいりたいと、こういうふうに思っております。

地域協議会の活動も2年目に入ってきております。地域協議会として様々な意見、考案が出てくるようになってきております。毎年この総合計画はローリングすることになっておりますので、5年間の具体的な実施計画、数字を入れた実施計画を含めまして、地域協議会を通じて地域の課題についてしっかりとご意見をいただきたいと、こういうふうに思っておりますし、併せてそれぞれの議員の皆さんからも大所高所から様々なご意見を入れながら計画のローリングを図ってまいりたいと思ひます。

それから、農業問題の考え方、竹原議員と私も同感であります。今大変重要な時期にきていると思います。大仙市としての農業振興計画、これ現在計画をつくっているところでもありますので、今様々な国の制度、対応が変わってきておりますので、そういうことが大体わかってまいりましたので、それを受けながら大仙市としての目指すべき農業のあり方、こういったものを含めた振興計画を今策定しているところでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

最後のこの財政上の数字の問題を含めまして、財政見通しにつきまして助役から答弁させていただきたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。久米助役。

○助役（久米正雄君） ただいまのご質問のこの総合計画の財政計画と18年度の一般会計の予算額の相違についてでございますが、この総合計画の109ページの第3章の財政計画のところで、この財政見通しの推計についての前提条件を書かれております。その中で、この財政計画は普通会計を対象として決算ベースで試算するというふうにしております。この普通会計といいますのは、国の、総務省の決算統計、全国一律の統計調査ものがございます。その際に一般会計だけじゃなくて、全国どこの自治体も標準的に何といいますか比較できるように、例えば大仙市の場合は土地区画整理事業会計、それから学校給食事業特別会計、それから奨学資金特別会計、土地取得特別会計、これらを含めて普通会計というふうな形で決算統計で国の方へ報告するようになっております。そういうふうな関係から、今回の総合計画もこの普通会計というふうな形で一般会計と土地取得特別会計と土地区画整理事業会計、学校給食事業会計を含めて試算しております。今回の一般会計との相違を申しますと、一般会計では443億8,950万円でございます。それから駅前会計が34億1,500万円、ですけれどもこの中には一般会計からの繰入金がある5億4,300万円でございます。こういう繰り入れ、繰り出しを控除した純然たる金額で比較しております。そうした場合に駅前が34億1,500万円のうち繰り入れが5億4,300万円でございますので、今の関係では約29億円が一般会計にプラスされております。それから給食事業会計が21億7,400万円のうち、繰入金が約6億円でございますので15億円、そうしますと約55億円が、一般会計の443億円に55億円がプラスされます。そうしますと、概ね488億円になります。さらに先程申しました補正をおおよそ14億円みておりますので、それを足しますと502億円というふうな形で18年度の財政計画を立てておるところでございます。

ということでございますので、どうかよろしくご理解のほど、お願いいたします。

○議長（橋本五郎君） 14番、再々質問。はい、14番。

○14番（竹原弘治君） 財政計画の数字と当初一般予算の数字が違うのは、今の説明でそれなりにわかりました。そうすればあと1点だけ、すみません。

18年度の一般会計当初予算について先程考え方をご答弁いただいたわけですが、いずれ補正予算で14億円ほどの予算を今後見込んでいるということは既にお示しなっております。私がお質問いたしましたのは、例えばですよ、除雪経費。もうこれは当初から必ず、雪が降らないということは、なかなかこの北国においてないわけですので、そういう場合は、やはりいわゆる経常的経費ではありますし、当初予算に計上すべきではないのかと、私は一般的に予算というものを考えた場合、そう考えるわけでありまして。市長の先程の説明では、今すぐ要しないいわゆるお金である。また、今後のこの天気、長期予報等を見ながらやりたいという、それはそれでいいわけですがけれども、経常的にかかるものであれば当初予算としてあげるべきではないかなと、財政一般論からいっても私はそれが正しいのではないかなと、そういう感じしているわけでありまして、その点だけもう1回、考え方をお願いします。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 竹原議員とこの辺は根本的に違うような気がしますので、ひとつ常任委員会でじっくり議論していただきたいと思いますが、私はこういう考えであります。確かに竹原議員の考え方も正しいと思います。ただ我々やはり予算をつくって財政を見ながら現実で対応していきますと、当初の予算ではっきりしないものを予算組みをするということは、私はいかななものかと思っております。それが予算がルーズに組まれる要因にもなるのではないかなという考えを持っています。特にこの雪の問題については、これは秋田県内でも大仙市のようなやり方をしているのは少ないのではないかなと思いますけれども、除雪に関しましては、やはり1年雪と闘いまして、やはりその反省の上に立って効率化できるところ、もう少し手をかけなきゃならないところ、そういうことをきちっと精査する時間が夏場ではないかなというふうに思っております。執行が伴わないわけですので、9月にきちっとした積算に基づいてしっかりとした予算を組んだ方が、現実対応できるのではないかなという考え方に立っております。これは雪国では少数派かも知れませんが、やはり、どうしても当初ですと11月、12月ぐらいでいろいろ来年度の予算の考え方に入っていくわけでありまして、

非常に漠然とした予算組みになってしまう、そういう懸念から、私はこの大仙市方式が良いのではないかなと、これは県あるいは市長会などでもそういう考えを発言しているところでもあります。ただ、どちらが良いのかというのは、だめだということではないようでもありますので、これは議員の皆さんと協議をしながら、現実合ったやっぱり予算を組むということを勉強していかなければならない、研究しなければならぬと、このように思っておりますので、ひとつ常任委員会でもひとつ議論していただきたいと思っております。

それで、機械とかですね補助対応しなければならないような基本的なもの、そういうものについては当初予算に、ゼロではありませんので、一定のものは、見込みがつくものは置いております。そういうふうなご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本五郎君） これにて14番竹原弘治君の質問を終わります。

次に16番武田隆君。はい、16番。

○16番（武田 隆君）【登壇】 16番、新生会の武田でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

大仙市の農業政策について、ご質問させていただきます。

舌足らずの点、また、言葉として不適切な点があろうことと思っておりますが、何卒ご賢察いただきまして、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

まずもって農業が非常に厳しい状況におかれておることは誰も認識しておることでもあります。国際競争等のグローバル化、農業所得の減少、農業従事者の高齢化、農業後継者不足、耕作放棄地の増大等々、数多くの問題・課題が山積みしており、一筋の光明も見えてきておらないのが現状であります。それでも我が秋田県、そして我が大仙市は、古来より農業が基幹産業であり、農業を軸として他産業も発展してきた地域であります。農業が衰退するということは、すなわち秋田県、そして大仙市も衰退の一途をたどるといっても過言ではないと私は思っております。10年後、20年後先を見据え、希望の持てる、そして次世代の若い人たちが意欲を持って取り組める農業を育てていかなければなりません。市長は「大仙市を日本一安全・安心な食糧供給基地に」、また、大仙市総合計画事業の表題に「人が生き、人が集う 夢のある田園交流都市」とうたっており、市長も大仙市の農業を守り発展させることが政の最重要課題であるとお考えになっておるという思いを強くいたしておるところであります。

そこでお伺いいたします。農業を発展的に継続維持していくためには、まずは専業農

家の農業所得を、少なくとも一般サラリーマンの所得程度に高めていくことが最大の課題であり、農業専従であっても生活設計が可能になることが大命題であると思われませんが、市長が描いておられる大仙市農業の将来像、将来ビジョンと併せて見解をお聞かせいただきたいと思えます。

また、大仙市農業を安定した形に導いていくためには、大仙市総合計画で打ち出しております基本構想、基本計画に基づいた農業政策を一つ一つ実現していくことだと思っておりますが、政策につきまして具体的なお考えをお聞きいたします。

まず、農業生産面についてであります。営農技術指導体制をどう図られるのか。転作地の有効活用確保対策、循環型農業方式で米づくりをされる農家の育成対策、園芸作物の面積拡大対策について。

また、販売、消費面については、米の消費拡大策、公的施設での米消費拡大策、農産物の有利販売対策、全国への発信・啓蒙、グリーン・ツーリズムへの支援、食の安全・安心、そして集出荷の安心確保の観点から、昨年青森県内、また秋田市管内で農薬の作物適用外使用により大問題となった経緯を踏まえ、ドリフトを含めた残留農薬対策、食品衛生法で今年5月から法律施行されますポジティブリフト制についての対応、支援策、これらの課題・問題にどのように対応し、対策を講ずるお考えなのかお伺いいたします。

次に、政府が農政の大転換、最大の農政改革と位置づけております平成19年度から導入されます経営所得安定対策等大綱についてであります。この大綱は品目横断的経営安定対策を中心に、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策、この3つに分けられておりますが、それぞれの対策について大仙市の行政としてどう取り組んでいられるおつもりなのかお伺いいたします。

さらに、品目横断的経営安定対策と米政策改革推進対策に関しまして、特に伺いいたします。

品目横断的経営安定対策の中で担い手農家の育成、指導、支援体制を早急に図ることが必要であると思われませんが、この点についてどう対応し、どう進められていくおつもりなのか。併せて、担い手農家の耕作地の集約率をどの程度まで高めていくおつもりなのかお伺いいたします。

また、現在各地域で座談会、説明会を開催し、趣旨説明をされておりますが、認定農業者に関してはおおよその農家が理解されておられるようではありますが、集落営農に関してはなかなか理解を得られるのが難しい状況であると思われ。集落営農を進める

上では、地域のリーダーを早急に指導育成し、そのリーダーの方々を中心に地域の営農形態をみんなで考えることが重要であり、基本であると思います。行政としても強力な指導力を発揮し、地域農家の方々へ理解を求めていかなければ、なかなか先に進まず、絵に描いた餅で終わってしまうのではないかと危惧しております。そこで、説明会を終えたあとの第2弾、第3弾の対応、施策をどうされていかれるのかお伺いいたします。

次に、米政策改革推進対策の中では、新たな需給調整システムが導入され、行政が指導してきた生産目標数量配分は、実質的に農業者、農業団体が主体的に需給調整を実施するということになるようではありますが、こうなると現場で混乱が起き、なかなか調整が滞ることも想定されますが、行政としてどう対応していくおつもりなのかお伺いいたします。

最後に、集落営農・法人化支援センターについてであります。このセンターがこれからの大仙市の農業政策を実施していく上で重要な役割を担っていかれる部署であると非常に期待しておるところであります。私としてこのセンターの実態像が見えないのが現状であります。そこで、このセンターの考え方につきましてお伺いいたします。

このセンターは5人体制で臨まれるおつものようではありますが、大仙市全体をカバーするには人数的に不足であると思われそうですが、いかがでしょうか。また、配置される場所はどこになされるのか。機構上の位置づけ、設置する期間は何年くらいのスパンをお考えでおられるのか。また、職務の内容、他の農業関係団体との連携はどのようになされるのかお伺いいたします。

以上で質問を終わりますが、何卒具体的でわかりやすいご答弁をお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（橋本五郎君） 16番武田隆君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 武田議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、農業問題、農業政策についてであります。

はじめに、専業農家の農業所得の向上と農業の将来像、農業ビジョンにつきましては、「大仙市経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において、地域の他産業従事者1人当たりの所得と均衡する年間農業所得460万円を確保できるよう、営農類型・経営規模を設定し、効率的かつ安定的な農業経営の育成と農業所得の向上を図ります。

具体的には、地域における話し合いを基本として、規模拡大と収益性の高い戦略作物の導入など、各地域の実情に即応した戦略作物の定着と、これを基幹とした産地形成を

推進してまいります。

次に、農業生産面についてであります。営農・技術指導体制につきましては、大仙市集落営農・法人化支援センター専門指導員を核として、仙北地域振興局普及指導課、農協等との連絡調整の一元化を図り、密度の濃い営農・技術指導体制を構築したいと考えております。

転作地の有効活用確保対策につきましては、土地利用型作目として、販売先やそのルートが確立され、価格面でも有利な無臭大豆「すずさやか」を中心に推進してまいります。

循環型農業方式による農家の育成対策につきましては、畜産振興を図り、耕畜連携による農業を基本とした担い手の育成に努めてまいります。

園芸作物の面積拡大対策につきましては、将来に生き残る強い仙北農業を目指した県の仙北農業チャレンジプランに基づき、仙北ブランドの野菜・花きなどの重点推進品目の拡大に努めてまいります。

次に、販売・消費面についてであります。米の消費拡大対策につきましては、西仙北・協和地域で実施しております卸売業者、株式会社「ヤマタネ」との産地指定を継続していくとともに、秋田おぼこ米の消費地でのキャンペーンを引き続き行ってまいります。

公的施設での米消費拡大につきましては、学校給食での米飯給食を中心に推進するとともに、食育教育を含めた地産地消対策の一環として取り組んでいきたいと考えております。

なお、試験的に取り組んでおります米粉パンについても軌道に乗せてみたいと思っております。

農産物の有利販売対策につきましては、県の秋田ブランド認証制度を活用し、安全・安心で高品質な農産物の栽培を推進してまいります。

全国への発信・啓蒙策につきましては、大仙市のホームページや秋田おぼこ農協のホームページなどを活用し、情報発信や啓蒙を図ってまいります。

グリーン・ツーリズムへの支援策につきましては、現在、修学旅行生の農業体験を中心に行っており、受入農家及び体験講師に対する支援を行っております。

食の安心・安全、残留農薬、ポジティブリスト制度への対応につきましては、残留農薬のポジティブリスト制度が食品衛生法の改正で本年5月29日から実施され、食の安

全・安心が今まで以上に求められております。このことから、作物の防除体系の見直しや飛散防止を防ぐための農薬の選択など、農業関係機関と協議しながら検討してまいります。

次に、経営所得安定対策等大綱につきましては、すべての農業者を一律に支援するこれまでの施策を見直し、意欲と能力のある「担い手」に集中的に支援を行う産業政策と、地域で行う農地・水・環境の保全・向上を目指す地域振興政策からなっており、水田農業を基幹とする本市にとって、この制度のスタートを円滑に対応することが極めて重要なことであると考えております。

産業政策である「品目横断的経営安定対策」につきましては、この対策の対象になるためには一定の基準を満たす必要があり、4ha未満の中・小規模農家が大部分を占める本市にあって、小規模農家や兼業農家を取り込んだ集落営農を行うことが必要不可欠であり、「集落営農・法人化支援センター」を設置して支援することといたしました。

説明会後の対応につきましては、小規模農家や兼業農家を対象に重点的に周知を行うとともに、個々の集落、グループなどに、休祭日、昼夜を問わず個別に説明会を行ってまいります。

なお、担い手への耕作地の集積率につきましては、大綱が始まる平成19年4月においては、大仙市耕地面積19,720haに対しまして48.2%の9,500ha、「大仙市農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」における10年後の目標値といたしましては12,818haの65%としております。

米政策改革推進対策につきましては、現在講じられている産地づくり対策等について、新しい対策との整合性を図りながら見直しが行われており、今後、国の支援措置のあり方が決定した段階で対応したいと考えております。

平成19年度から農業者・農業団体の主体的な需給調整システムへ移行することにつきましては、水田農業の振興の観点から、行政が重要な役割を担うことは当然であるため、今後とも支援してまいりたいと考えております。

農地・水・環境保全向上対策につきましては、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と地域ぐるみでの先進的な営農活動を行うこととなっております。その詳細は明らかになっていませんが、国では平成18年度に実験事業としてモデル的に全国で600カ所、秋田県で16カ所実施するとしており、本市においては協和地域の沢内地区が実施することとなっております。その成果によって事業の仕組みが明らかになると思われますの

で、現時点では国の動向を見守っている状況であります。

最後に、「集落営農・法人化支援センター」につきましては、室長及び専門指導員の5人体制でスタートすることとしておりますが、その協力体制として各総合支所に「集落営農・法人化推進担当」2名を配置し、さらには仙北地域振興局の「集落営農化支援班」、J A秋田中央会の「担い手専門担当者」及びJ A秋田おぼこの「担い手育成推進担当」と協力しながら推進してまいりたいと考えております。

また、センターの場所については、太田地域の「太田農業振興情報センター」内に設置し、機構上は農林商工部長の下で活動することとし、当初の設置期間は3年間と考えております。職務内容としましては、集落営農の組織化・法人化等担い手育成支援に関すること、営農指導に関すること、税に関する事務処理等にかかわる研修会等の開催に関すること、組織間の連携に関することとしております。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 16番、再質問ありませんか。はい、16番。

○16番（武田 隆君） 集落営農・法人化支援センターについてであります。経営所得安定対策等大綱促進のためだけのセンターにとどまらず、これからの大仙市農業発展のための営農支援拠点として位置づけ、農家の農業経営相談機能、営農指導等、すべて発揮できる農業対策室的な部署を設置するおつもりはないのでしょうか。私の個人的な考え方ではありますが、大仙市の旧8市町村は、地形、自然環境、風土、文化、そして土壌条件等それぞれ異なっております。そこに画一的な農業政策、農業方針を打ち出しても、なかなかうまくいくとは思えません。そこで各総合支所に、行政と各農業団体が一緒になって総合営農指導相談室を設置し、それぞれの地域あるいは農家個々の実情に合った農業政策を、農家の方々とともに策定し、実施していく方法が最良であると思えるのですが、市長のご見解はいかがでしょう。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 将来的には武田議員が今おっしゃられた考え方、大変大事、重要であると思いますので、大仙市の農業施策全体の中で、これから大仙市としての振興計画もつくっていかねばなりませんので、そういう中で参考にさせていただきたいと思っております。

ただ、この集落営農指導法人化センターの役割につきましては、今まさに国の方針で担い手が絞り込まれてきております。この集落営農を何とかしなければならぬと。あ

まり様々な枝葉をつけないで、とにかく集落営農というものを何とかまとめ上げていく指導者、そういう形で特化したいという考え方でまずスタートさせたいということであり、一応3年間という1つの目標を定めております。ここの活動によって、この集落営農という姿が出てきたり、法人化、あるいは法人になっていくところが出てくる、そういう一つの成果を見た時点で、この機能が拡大できるのか、これで終わせるのか考えてみたいと、こういうふうに思っています。

○議長（橋本五郎君） 16番、再々質問。はい、16番。

○16番（武田 隆君） 大仙市の農業発展のため、有効な農業政策、対策を打ち出していただくことをお願い申し上げまして、ご質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） これにて16番武田隆君の質問を終わります。

この際、昼食のため、暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

午前11時31分 休 憩

.....
午後12時58分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。18番菊池幸悦君。18番。

○18番（菊池幸悦君）【登壇】 新生会の菊池でございます。

ただいまから一般質問を行います。

質問に入ります前に、昨年12月からの豪雪において、除排雪をはじめ雪処理にあられました市長はじめ関係職員の皆さんに大変ご難儀をおかけし、心より感謝申し上げます。ご苦労様でございました。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

はじめに、平成18年度当初予算と今後の財政運営について、お尋ねいたします。

大仙市の財政状況につきましては、ご案内のとおり平成16年度決算における経常収支比率が98.4%と、これまでに経験したことのない異常に高い数値となっております。財政構造の弾力性が、ほとんど失われているといっても過言ではない状況にあります。また、基金残高や市債残高からしても、このままでは持続可能な状況とはいえないものとなっております。さらに、国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体改革の実施に伴い、現実の税源移譲はどのようになるのか。また、地方交付税の見直しでは、地方

交付税への依存度の高い当市にとりまして、誠にその影響が懸念されるところでありますので、平成18年度は財政構造の健全化に向けた着実な取り組みをスタートさせることが喫緊の課題であると思っております。しかしながら、平成18年度は大仙市総合計画のスタートの年でもあり、「人が生き、人が集う、夢のある田園交流都市」の実現に向け、様々な施策を計画的に推進するための初年度でもあります。

以上申し上げたように、平成18年度の当初予算編成では、財政構造の健全化と総合計画の推進という2つの重要な課題を、いかにバランスよく実現させるのか、市長はじめ関係職員の皆さんは大変ご難儀をされたものと推察いたしております。

それでは、ここでお尋ねいたしますが、平成18年度の当初予算編成では、財政構造の健全化、特に経常収支比率を改善するために、どのような取り組みを実施したのか。また、平成17年度と平成18年度の経常収支比率はどのような数値になるのかお知らせ願います。

市長は予算発表の記者会見で、「平成18年度当初予算は財政事情が厳しく、緊縮型の編成とせざるを得なかったが、市の将来を担う子供たちへの教育や子育てに関してはぎりぎり頑張っ重点配分した」などと述べております。財政事情が厳しく、限られた財政の有効活用という観点に立った場合には、市民ニーズや優先順位の高い施策を厳しく選択するとともに集中させることが重要であると考えますが、18年度当初予算における選択と集中ということに関して、その達成度など市長はどのような感想をお持ちなのかお尋ねいたします。

当市の今後の財政運営につきましては、地方交付税の見直しなどの三位一体改革の影響が今後とも予想されるとともに、18年度予算編成後の税財政調整基金などの残高が著しく小さくなったことから、19年度以降も18年度予算編成と同じような手法を続けることはできないことがはっきりしており、このままでは財政運営が一層厳しいものになることが大変懸念されるところであります。今後の財政運営について、この難局を乗り切るための方策などについて、市長はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、指定管理者制度の導入について、お尋ねいたします。

指定管理者制度の導入につきましては、これまで12月議会におきまして公の施設にかかわる指定管理者の指定の手続き等に関する条例を制定しており、また、今次定例会では一部の施設について4月から指定管理者制度に移行するために指定管理者の指定の

承諾を得ようとしております。指定管理者制度は、制度設計の多くを自治体の条例に委ねているため、全国の自治体は試行錯誤で走り始めているのが現状であります。どのように制度設計をして住民の福祉を実現するのか、制度に対する自治体のスタンスと法的センスが問われているということができると思います。指定管理者制度導入の目的としては、1点目として、利用者に多様で満足の高いサービスを提供すること。2点目として、多様化する市民ニーズに効果的に効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用すること。3点目としては、管理経費の縮減など自治体の財政負担を軽減すること、などであると理解しておりますが、ここでは今後、民間企業などが指定管理者になる場合に想定される基本的な問題点につきましてお尋ねいたします。

まず最初に、指定管理者に管理を行わせることによって公の施設の持っている、いわゆる公共性や公平性が維持できるかということであります。公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設であります。民間事業者が管理することになれば公共性、公平性より利益優先の管理運営になってしまうのではないかと心配されるところであります。

次に、指定管理者が管理運営することで本当に利用者のサービス、市民サービスが向上するのかということであります。経費節減と市民サービスの向上を両立させることは、なかなか大変なことであり、単に経費節減のために管理運営に必要な設備費用や職員が削減されれば、市民サービスが後退することになってしまうのではないかとすることも懸念されるところであります。

以上、2点につきまして市長の考えをお尋ねいたします。

次に、農業関係についてお尋ねいたします。

先に質問されました竹原・武田両議員と重複するところもあると思いますが、ご了解いただきたいと思っております。

豪雪で一時は春の農作業への影響が懸念されましたが、2月後半からの陽光により、その心配が一挙に払拭できたことを農家の方々とともに喜んでいる一人であります。

ご案内のように本市は、農家戸数9,500戸、農用地面積約21,000ha、農業総生産額約250億円の田園都市で、農業を基幹産業の一つに位置づけているところから農業振興、元気な農業の創出が喫緊の課題であることは異論のないところであり、そのため市では関係機関、団体と連携を図りながら担い手の育成や複合経営、地産地消の推進、生産基盤の整備など積極的に農業を振興策に取り組みされているところと認識し

ております。

さて、この農業について既にご案内のように、国による農業支援のあり方を根本的に変える新たな経営所得安定対策が平成19年度から導入されることになり、中でも本対策の根幹である品目横断的経営安定対策においては、支援対象となる経営体を一定規模以上の認定農家や法人、集落営農組織に限定するなど、地域での農業経営体の確認や再編を求めるものであることから、農家への制度周知が不可欠であります。ところが去る2月16日付けの新聞報道によりますと、県全体で座談会などを通じて説明を受けたのは、1月末現在で認定農業者の76%、一般農家で31%にとどまっているとのことであります。

ただいま申し上げましたように、本対策は農家への周知が前提となるもので、特に小規模農家への説明が強く求められているものと認識いたしております。本市においても集落説明会などが実施されているようではありますが、その進捗状況についてお知らせ願います。

市長の施政方針にもありましたように、今後、新制度の施行に向け、いわゆる担い手の育成が進められていくこととなり、地域での話し合いの中から、小規模農家が担い手となるための新たな動きが顕在化するものと考えますが、それでもそれぞれの事情から大半を占める小規模農家が一挙に担い手に格付けされることは考えにくいところであります。WTO絡みでの国全体としての足腰の強い農業の確立という命題は理解できますが、小規模でも自身で営農を続けたいという農家も、不耕作地解消の担い手であり、地域農業を支えているという現実からすれば、これらの農家にも何らかの支援措置があつてしかるべきと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお尋ねいたします。

次に、大曲中学校体育館の建築についてお尋ねいたします。

同中学校は、生徒数844名が在籍する県内有数の大規模校であります。同校は、先に校舎が危険校舎として国の基準に合致し、指定を受け、改築はまず一般校からとし、平成7年・8年に実施され、8年3月から使用開始されております。体育館については一般校舎ができてからということでありました。当時は体育館の建築について市教委、学校、PTAの合同会議が再三開かれ、私もPTAの役員OBとして参加しておりましたが、主に財政上の理由からとし、建築計画が延期され現在に至っております。同校の生徒は体育館の授業は、体育館を使用できないクラスはグラウンドで、また、クラブ活動は体育館をネットで区切り、場所を確保し、確保できないクラブは廊下などを使用し

行っている状態であるとお聞きしております。同体育館は昭和40年に建築されたものであり、経過年数も40年以上を経ており、市内の学校施設の中で最も老朽化が進んでいるものと思われます。また、同校は災害時における周辺住民の避難所に指定されているものと思います。そこで次のことをお尋ねいたします。1点目は、同体育館の耐力度はどのようになっているのか。2点目は、同体育館の建築計画が現時点でどのようになっているのか、お知らせください。

次に、市水道整備計画と市が発注する水道工事について、お尋ねいたします。

昭和56年から調査に着手していた真木ダム建設計画が、昨年寺田知事が建設中止を発表してから、県と本市による真木ダム代替案プロジェクトチームが水道水源の確保など検討班を組織し、作業を進めてきましたが、本年2月に代替案がまとまりました。水道水源の代替案については、斉内川からは年間を通して取水できないことから、水利権の取得ができず、玉川の伏流水と地下水が水質検査の結果、水源として利用されることとお聞きしております。そこで1点目は、真木ダム関連の太田、中仙、仙北の3地域を含めて計画給水区域を市全域とした市の水道整備計画の策定が必要と思われるので、その概要についてお尋ねいたします。2点目は、市が発注する水道工事についてですが、県の格付けを準用して指名していると聞いておりますが、他市では県の格付けに配水管技能者などの保有条件を付して格付けの基準にしていると伺っております。ご承知のとおり、水道工事は一般土木工事と違い、市民の口に直接入る飲料水を供給することはもちろんのこと、医療行為などでも使用されることから、施工業者の責任は重大で、経験豊富で技術力の優れた配水管技能者が求められていることから、市当局でもこのような要件を付して指名する考えがあるかお尋ねいたします。

最後の質問になりますが、これは私の質問というより一般市民から私のところへ来た投書を読み上げさせていただきたいと思います。市当局の皆さんがたくさんおられる中で、このことを取り上げるのは大変勇気がいりましたが、あえて読み上げます。「私は仕事の関係上、市役所の本庁、各支所に伺います。特に職員の対応の悪いのは、本庁と大曲支所であります。各課の職員の横柄な態度と各課にたらい回し、最後に合併して仕事がまだはっきりしないとか、何が何だかわからないことが何回もあります。また、大曲以外の各支所の職員対応は、親切でわかりやすく説明してくれます。大曲地区の職員を各支所に異動しながら勉強させてください。私は、大曲の住民です。大仙市民のため、よろしく願います。失礼します。大曲地区在住より。」とあります。この投書は、

私ばかりでなく他の議員さん方にも来ていると思います。私個人としてはそのようには思いませんが、繰り返します。私個人としてはそのようには思いませんが、ほんの一部の職員の怠慢から市役所全体が悪いような印象を受けてしまいます。このことについて市長の見解をお尋ねいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 18番菊池幸悦君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 菊池幸悦議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点、平成18年度予算編成と今後の財政運営の中の1点目、財政構造の健全化、経常収支比率の改善及び2点目の平成17年度・18年度の経常収支比率につきましては助役から答弁させていただきます。

最初に、平成18年度予算編成についてであります。18年度予算は、大仙市として、また私のもとで実質初めての予算編成でありました。今回の予算編成は、国庫補助負担金の削減、税源移譲、地方交付税の総額抑制と、いわゆる三位一体改革や合併支援補助金の減少などにより、財政事情が大変厳しい中での予算編成となったことはご案内のとおりであります。

施政方針でも申し上げましたが、計画された事務事業をすべて実施することは困難な状況にあることから、事業内容の見直しを図るとともに、緊急性、必要性、効率性等の観点から事務事業の選択を行うとともに、限られた財源の重点配分を考えながら予算計上し、何とかメリハリのある予算にしようと苦心したところであります。

こうしたことが議員が言われる「選択と集中」と思っておりますが、一方で自治体の政策としましては、各政策分野、各地域の均衡を図ることも、また大変重要なことでもあります。

平成18年度当初予算では、地域枠予算の創設、集落営農法人化支援センターの新設、すずさやか生産拡大対策事業、温泉ふれあい入浴サービス事業、知的障害者施設や老人福祉施設に対する支援、肺がん検診の全市拡大、制度として継続していくための子育て支援対策の見直し、学校生活支援事業、学習活動支援事業、総合的学習支援事業とチャレンジサポート事業を統合した体験的学習時間支援事業の創設、西仙北地域の統合保育園建設事業、協和地域の統合小学校建設事業など、現在の厳しい財政状況の中で私の意図するところは予算に反映させることができたものではないかと思っております。

次に、今後の財政運営についてであります。

今後の財政見通しにつきましては、先にお示ししました財政計画のとおり、より厳しい財政状況が続くものと思われま

す。今後5年間の財政見通しにおいては、歳入一般財源総額で約53億円が減少する一方、財政需要は年々増加する見込みであります。

こうした厳しい財政状況を乗り切るためには、まずはこうした状況を職員一同しっかりと認識するところからスタートする必要があると考えております。その上で歳入・歳出全般にわたる行財政改革を実施することは必要条件ではありますが、これまでの予算編成においては、歳出超過による財源不足を財政調整基金のほか各種基金の繰り入れで調整してきましたが、今後この手法をとることは困難であり、歳入に見合った歳出にする必要があります。

また、普通建設事業についても現計画の見直しを図り、必要な事業の選択、事業全体のコスト縮減、事業年度の見直しによる平準化など、大幅な削減を実施しなければならないと考えております。

また、市債管理を徹底し、公債費を抑制することも必要であります。同時に、行政として成すべきことは何なのか、住民ニーズは何なのかを的確に把握し、そしてしっかりとした計画の策定、実施が肝要と思っております。

このたび、5年間の基本計画及び実施計画を策定し、議会にご説明申し上げたところでありますが、実施計画につきましては毎年見直しをすることとしており、詳細については今少し時間をいただきお示ししてまいりたいと思っております。

また、行政改革大綱については、現在策定中ではありますが、こうした計画を着実に進めることにより、この難局を乗り切りたいと考えております。

質問の第2点、指定管理者制度の導入につきましては助役から、質問の第3点、農業問題につきましては農林商工部長から答弁させていただきます。

質問の第4点目は、大曲中学校体育館の改築についてであります。

同体育館は、議員ご指摘のように昭和40年に建築され、40年以上の年数を経過しております。加えて生徒数の多さから使用頻度が極めて高く、同年代建築の学校施設と比較しても老朽化が進んでおり、優先度の高い懸案事業であります。

教育委員会では今年度、改築計画等を念頭において「耐震化優先度調査」を実施しておりますが、この調査を踏まえて、建て替えか否かの判定をする「耐力度調査」を平成18年度に実施いたします。ちなみにこの調査は10,000点満点で行い、調査の結

果、5,000点を下回った場合は改築事業の国庫補助対象となるものであります。

同体育館の建築計画については、この耐力度調査の結果をもとに、速やかに改善等について検討してまいりたいと考えております。

質問の第5点は、市水道計画と市が発注する水道工事についてであります。

はじめに、市の水道整備計画の策定と概要につきましては、平成17年2月定例県議会において寺田知事が真木ダム建設中止を発表したのを受け、県と大仙市とで構成される「真木ダム代替案検討プロジェクトチーム会議」を7月6日に立ち上げ、治水対策、水道水源、維持流量の代替案について検討班を組織し、検討してまいりました。

2月1日の「第4回真木ダム代替案検討プロジェクトチーム会議」において、代替案がまとまり、水道水源につきましては、玉川の伏流水、大曲地域の水道水及び地下水について水質に問題なく、水道水源として可能であると報告されております。

大曲地域の水道水につきましては、水質悪化等により緊急を要する仙北南地区へ供給し、地域住民の不安を解消するため、簡易水道統合整備事業として平成18年度、19年度の2カ年で実施する計画であります。

大仙市水道整備計画につきましては、太田・中仙・仙北の東部地域を含めた大仙市全域を対象として、示されました代替案の水道水源を参考にしながら、平成18年度から2カ年で実施する水道事業基本計画策定作業の中で市民の皆様の理解が得られるよう、ご意見をお聞きしながら策定してまいります。

水道事業基本計画策定業務の概要につきましては、安全で安定した水道水を供給する観点から、計画目標年次を平成18年度から20年後の平成38年度とし、これまでの旧市町村単位の給水区域の見直しを図るとともに、既存の水道事業の統一や未普及地区の解消を図るための基本計画であります。

計画の手順としましては、平成18年度は水道施設の現況の把握を行い、水量的、水質的安定性の課題を整理し水源等の方針を決定し、玉川の伏流水、地下水等水源別による複数の整備計画案について施設計画を作成し、概算事業費を算出するとともに、補助事業での実施方法を検討して、経済性、維持管理費等の観点から、比較、評価して妥当と考えられる整備計画案を選定いたします。

平成19年度は、前年度に選定した整備計画案に基づき、補助事業の採択要件として90%以上の加入率が必要なことから、地元説明会等を開催して地域住民の同意を得て給水区域を決定してまいります。給水区域について事業費等を精査し、財政計画を立て、

水道事業基本計画策定業務を完了いたします。

次に、配水管技能者等の保有条件格付け基準につきましては、水道局長から答弁させていただきます。

質問の第6点は、市職員の対応についてであります。

日頃から職員の市民に対する接遇に関しては、親切丁寧に接するよう指導してきたところではありますが、匿名とはいえ、職員の対応について市民から投書があったことは誠に遺憾であります。合併直後でまだ不慣れな点が少なからずあったにせよ、職員一人ひとりが全体の奉仕者として、「市役所は最大のサービス業であり、市民はお客様である」ということを認識して業務遂行していれば起こり得ないことであったと思われま

す。今後は、「何のための市役所なのか、何のためにその一員として仕事をしているのか」という組織の目的及び職員の役割を再認識させるよう努めてまいりたいと存じます。

組織機構につきましては、たらい回し等の防止を含め、市民にわかりやすい市役所にするため、18年度におきまして機構の一部見直しを予定しておりますし、今後も不都合な点が見られた場合には、随時見直しを行いながら市民に信頼される市役所を目指してまいりたいと存じます。

また、職員の適材適所の配置を行い、旧市町村の所属にとらわれることなく、本庁と支所、支所間の異動を行うなどしながら接遇能力の向上等、人材の育成を図ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。久米助役。

○助役（久米正雄君） 菊池議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに、経常収支比率についてであります。経常収支比率は、その団体の財政構造の弾力性を示す財政指標で、この比率が低いほど政策的な経費に充当できる財源にゆとりがあることを意味しております。

大仙市の平成16年度の経常収支比率は98.4%で、県内11市中、最も高くなっており、11市の平均値93.8%を4.6ポイント上回っている状況であります。将来的には、この指標を90%前後まで下げ、より多くの政策的な部分への財源確保を図りたいと考えております。

平成18年度予算編成においては、経常収支比率改善のため、歳出全般の縮減、スリム化による推進が急務であると考え、原則として予算総額の対前年度比で、市単独事業

費は重点施策推進事業の継続分については3%、一般事業は10%、各施設の維持管理経費については5%、市単独補助金は10%の削減という方針で経常経費の削減を図っております。このほかにも人件費では管理職手当を20%削減したほか、時間外勤務手当については平成17年度実績見込額に対し50%の削減を図っており、物件費では臨時職員の配置の見直しによる賃金の減、委託料では清掃業務の見直し、コンピューター保守業務の見直し等により経費の節減に努めております。この結果、17年度当初予算と比較して、人件費は7%、物件費は14.3%の減となっております。

また、普通会計ベースでの経常経費に充当される一般財源は、約10億円程度の減となる見込みであります。

次に、平成17年度と平成18年度の経常収支比率についてであります。平成17年度については、今回の3月補正予算後の決算見込みで試算すると、平成16年度の98.4%より2.7ポイント下がり、95.7%前後となる見込みであります。これは歳入で普通交付税が合併支援分等の措置により伸びたことと、歳出で人件費、維持補修費等が前年度より減額となったことが主な要因となっております。

また、平成18年度については、当初予算額に今後の補正見込額を加えた決算ベースで試算すると、歳出の人件費、物件費等が減額となるため、平成17年度見込みより、さらに0.9ポイント下がり94.8%前後になる見込みであります。

なお、消耗品費等の一般事務費などは、18年度予算の配当において一定の削減を行い、予算執行段階においても徹底した歳出削減を図ることで、さらなる比率改善に努力してまいります。

次に、質問の第2点は、指定管理者制度の導入についてであります。

指定管理者制度は、平成15年9月の地方自治法改正により、普通地方公共団体が公の施設の管理をほかの団体に行わせる場合、従来の「管理委託制度」が、民間業者や任意の団体などにも門戸を開放する制度に変更されたものであります。

この制度の目的は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費節減を図ることにあります。

この地方自治法の改正には、3年間の経過措置期間があり、現在、旧自治法の規定に基づいて管理委託をしている施設については、本年9月までに指定管理者制度に移行しなければ違法状態となってしまうことから、平成18年度から105の施設を指定管理

者制度に移行させるため、昨年12月議会と今次定例会に関連議案を上程したものであります。

制度導入に関する当市の基本的な方針としては、指定管理者制度が基本的に広く民間のノウハウを公の施設の管理運営に活かすということにあることから、制度上、公募を前提としておりますが、公の施設はその規模、設立経緯、使用形態、施設の性格などの面において多種多様であり、中には公募になじまない施設や公募が望ましいと考えられる施設であっても、その多くが市が出資している第三セクターが施設開設以来継続して受託管理しているため、「設立者としての市の責任」等を勘案し、指定管理期間を通常想定していた3年から2年に短縮した上で、初回の指定に限っては公募を行わずに、現在管理を受託している団体をそのまま指定管理者に指定し、2年後の公募に向けた準備をしていただくこととしたものであります。

したがって、今回の指定管理者制度の導入につきましては、法の経過措置期限と当市の実情を総合的に検討して、これまでの委託形態や委託内容を原則としてそのまま踏襲した形で、法や条例に定められた手続きを進めているものであります。

したがって、実質的な制度の導入は、現在の直営施設で今後指定管理者制度に移行させるもの、または今回の指定期間が満了したものからとなり、早くても平成19年度以降からとなるものであります。

ご質問の指定管理者に管理を行わせることによる公共性・公平性の確保、市民サービスの低下の問題につきましては、確かに民間に対し経営の部分までにわたる広範な管理権限を委ねることによって、利益優先による公共性の低下、あるいは効率追求による市民サービスの低下が懸念されるところではあります。

しかしながら、公の施設は地方公共団体が設置する住民福祉の向上を目指す施設であるという基本的な目的には変わりありませんので、地方自治法において、直接指定管理者に対し、住民の平等利用の確保や差別的取り扱いの禁止を義務づけているほか、条例においては指定管理者に対する指示・指定取消、業務停止命令などの行政監督権を認めております。

今後の制度運営に関しましては、個々の設置・管理条例に規定された施設の設立の趣旨を逸脱した管理・運営が行われることのないよう、制度の周知徹底を図り、一方では民間のノウハウを活かした、よりユニークで質の高いサービスが利用者に提供されるよう、施設設置者として関与してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） 質問の第3点は、農業関係についてであります。

はじめに、集落説明会等の進捗状況につきましては、議員ご指摘のとおり平成19年度から実施されます「品目横断的経営安定対策」の農家への制度周知は不可欠であると認識しており、これまで認定農業者等の組織に対する説明会や講演会を行ってまいりました。

また、2月中旬からは、一般農家に対する集落座談会等を行っており、2月末現在の認定農業者への周知度は96%、一般農家への周知度は49%となっております。

さらに集落座談会等を行っていない神岡総合支所が3月6日から、南外総合支所・仙北総合支所が3月10日から開催する予定であり、県及び関係農業団体と同一歩調をとりながら周知に努めてまいります。

次に、小規模農家への支援措置につきましては、本対策の要件に満たない小規模農家や兼業農家においては、自らの経営の行く末を見極めていただくという必要があります。その上で集落営農に参画し、その一員としてこの対策を活用するのか、あるいは野菜などの新しい作目に取り組み、高い収益を目指すのかを選択しなければならないというふうに考えております。

市としましては、こうした中・小規模農家・兼業農家が参画した集落営農を重要な担い手と位置づけておりますので、新しい制度のスタートに間に合うよう「集落営農・法人化支援センター」を中心に、県や関係農業団体と連携をとりながら、その組織化を積極的に推進してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。田口水道局長。

○水道局長（田口良邦君） 市が発注する水道工事につきましては、県の等級格付けを有している業者を指名して実施しておりますが、配水管技能者等の資格を保有していない業者は、配管継手等の水道施設工事等を施行できないことが多く、水道の専門業者に下請けさせている現状であります。

秋田市、横手市、湯沢市等では、県の等級格付けに配水管技能者等の保有条件を付加して指名しております。

議員ご指摘のとおり、水道の水は「人間に欠かすことのできない大切な命の水」というふうに認識しております。

このような観点からも、大仙市におきましても他市の例を参考に検討してまいりましたが、新年度から県の格付けに配水管技能者等の資格者保有条件を付加して指名することにいたしました。ただ、業者への周知期間や技能講習会の日程等を考慮しまして、平成18年10月1日から実施することにいたしております。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 18番、再質問。はい、18番。

○18番（菊池幸悦君） 3点についてお願いいたします。

最初に、予算についてですが、市民の声を届けても予算が無いからと簡単に片付けられてもらいたくありませんので、そのところひとつよろしくご配慮のほど、お願いいたします。予算無いのはわかっておりますので、どうかお願いいたします。

次に、大曲中学校の体育館についてであります。やっぱり体育の授業も2クラス一緒にやるとか、部活も1クラブが終わってから次のクラブが行うことによって帰宅時間が遅くなるとか、いろいろな不便を努力でカバーしておりますが、やはりそろそろどうにかしてやらないと大変なことになるのではないかと心配している一人であります。あまりの人数のために、第1もできないうちにこういうことあれなんです。第2体育館の建築も予定に入れてもらいたいと、このように考えておりますが、いかがでしょうか。

また、3番目の市役所職員の対応についてであります。市長の答弁は大変有り難いと思っております。一般市民からこのような投書が来るといことは、よくよくのことと思われ。また、「合併したばかりなので」といういいわけは、今後通用しなくなると思われますので、職員一人ひとりにこのようなことがないように徹底していただきたい。「合併してよかった」といわれるためには、このようなことを質すのも最も大切だと思っておりますが、いかがでしょうか。事例を挙げますといろいろあるわけですが、どの議員さんも思いはあると思っておりますので、市長のご見解をお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 菊池議員の再質問にお答えいたします。

市民の声が届けても予算が無いからといわないでくれということでもありますけれども、この辺は今の財政状況について議員の皆さん、市民の皆さん、我々職員も含めて、やっぱり共有しながら、やっぱり今、住民の皆さんの協働で地域をつくっていかなくやらないということをやっていますので、その辺も何でもかんでも行政に頼めばやれるとい

う時代じゃないということを、ひとつお互いにそういう考えを共有していかなきゃならないと思っておりますので。ただ、きっちりやっぱり理由がつけられて、やっぱりこういう事情でここはやるべきだということに対して、我々は真剣に考えていかなければならないと思っております。

それから、大曲中学校の体育館の件でありますけれども、先程答弁申し上げましたように、教育長の答弁ではなくて市長の答弁として申し上げましたので、その点についてご理解をお願いしたいと思います。

それから、職員の対応の問題についてであります。先程述べましたように、こういうことが指摘されないように我々も懸命に努力していかなきゃならないと思っておりますので、議員の皆さんからも格別のご指導をお願い申し上げたいと思っております。

○議長（橋本五郎君） 18番、再々質問ありませんか。

○18番（菊池幸悦君） 鄭重なるご答弁ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） これにて18番菊池幸悦君の質問を終わります。

次に9番石塚柏君。はい、9番。

（「議長、上着脱いでも結構ですか。」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休 憩

.....

午後 1時51分 再 開

○議長（橋本五郎君） 再開いたします。

9番。

○9番（石塚 柏君）【登壇】 まず、質問に先立ちまして、発言の機会を与えていただきましたことを厚く御礼申し上げます。

本定例会に提示されました大仙市総合計画は、合併協議でまとめた大仙市建設計画にとらわれないという前提に立ち、昨年の市民意識調査に始まり、計画の策定、そしてその上に財政計画の裏付けのある計画であります。したがって、大仙市の各種の計画の中にあっても極めて重要で重い計画と受け止めております。そこで、この大仙市総合計画の中では、産業の振興、雇用の対策はどのように位置づけられているのか、第1にお伺いしたいと思います。

昨年の平成17年4月には、秋田県知事選挙と大仙市の市長選挙が、ほぼ同時に行わ

れました。その際、秋田魁新報社による世論調査が行われ、秋田県民から知事に対して「力を入れて欲しい分野は何か」という質問がありました。回答のトップが雇用対策であり、次に続くのは少子・高齢化対策でありました。現在、県庁においては4,000人の雇用を創出すると数値目標を掲げ、産業の振興、雇用の対策に取り組んでおります。また、他の市においても地域のブランド起こしや自動車産業に照準を合わせ、情報の収集と地元関連産業への橋渡しに懸命な状態であります。

一方我が大仙市では、先の市民意識調査で、「希望ある若者が意欲的に働けるまちづくり」のテーマでは、若者の雇用確保、地元企業への発注、企業誘致が回答の上位であります。それぞれ雇用に高い関心を示しております。大仙市でも秋田県全体の世論と一致していると思います。

今回の大仙市総合計画の中で重点的な3つの取り組みとして、子育て支援と支え合う福祉社会の構築、道路・上下水道の整備促進、産業の振興・雇用の創出があります。確かに産業振興・雇用対策は重点施策にうたわれております。しかしながら、基本計画、実施計画に移るにしたがって、ほかの重要施策の子育て支援と支え合える社会の構築、道路・上下水道の整備推進と比べると、事業の数、予算の差は歴然としております。

また、平成18年度予算では、商工費は対前年度比18.9%と大きく減少しております。議会の対前年比減47.9%に続いて2番目に大きい減少幅であります。その上当局より示されました主な事業の説明書によれば、産業振興の新規事業は集落営農法人化推進事業を2,997万1千円、すずさやか生産拡大対策事業費75万円の2件。商工部門における新規事業は、観光案内人マニュアル作成事業費27万6千円、観光ガイドボード事業388万2千円の2件であります。産業振興・雇用対策の継続事業は、予算が2割近い削減。しかも新規事業は4件しかなく、直接雇用に効果があると受け止められる新規事業は見当たらない状況であります。

また、我々が重視している人口減少の問題に関し、世界動態調査を見れば、我が大仙市から若者が県外に流出していることが、この大仙市の人口減少の大きな原因になっているという状態であります。そこで市長並びに当局に3つの質問をさせていただきたいと思っております。1つは大仙市総合計画の基本理念にうたってあるように、産業の振興・雇用の対策は、長期にわたって取り組む課題だという考えにお変わりはないのかお伺いいたします。2つ目は、大仙市総合計画の実施計画は、現在の雇用状況に変化を与えるに十分な内容と考えているのかお伺いいたします。3つ目として、18年度以降、雇用対策の

実施計画に事業並びに予算の追加をする考えがあるのか、お伺いします。

次に、市内の複数商工会の合併を進めるため補助金の予算がついておりますけれども、さらに進めて商工会と商工会議所の一本化について推進する考えはないか、お伺いいたします。

経済が広域化した現在、商工会の合併は大変に喜ばしいことと考えております。是非この件につきましては推進をお願いしたいと思っております。

ただし、商工会の合併が実現できたとしても、1つの行政区に商工会と商工会議所の2つが併存して活動することには変わりありません。産業振興・雇用対策という市民にとって最も重要な活動は、秋田県、大仙市、商工団体が三位一体となって産業振興の活動をするべきではないかと考えております。他の事例となりますが、岩手県においては知事が先頭になって合併後の市の商工団体には商工会議所に一本化するよう働きかけております。また、地方自治体の合併と同様で、この商工団体が組織の垣根を取り、相互の人材の交流が図られ、より人材を活かすことが可能になります。そこで、市としては単に商工会の合併に終わらず、両団体に、商工会議所に一本化するのが望ましいと明言すべきではないかと考えますが、市長並びに当局のご答弁をお願いいたします。

次に、中心市街地とまちづくり三法についてお尋ねいたします。

本年2月6日に閣議決定されました「まちづくり三法」は、今通常国会で法案として取り上げられ、秋頃には施行を目指すと言われております。このいわゆるまちづくり三法が施行された場合、大仙市のまちづくりにはどんな影響があるのかお伺いしたいと思います。

まちづくり三法は大規模小売店舗立地法、改正都市計画法、中心市街地活性化法の改正で、主に市周辺部の開発を規制することで市内中心市街地を活性化しようとするのを意図しておるわけでありますが、規制の対象が拡大され、学校、病院、社会福祉施設、役所等の公共の建物も対象になっております。現在検討されている仙北組合総合病院の移転は、このまちづくり三法の影響を受けるのかどうか、お伺いしたいと思います。

また現在、大仙市の都市計画の線引きは、旧大曲市と旧仙北町の隣接する都市エリアもあり、合併後のとらえ方は変わってくるのではないかと考えます。旧大曲市内から見た都市計画ではなく、外から見た都市計画エリアの考え方も検討に加えるべきではないかと思えます。また、旧中仙町、旧西仙北町のまちづくりの見直しも含めて都市計画全体の用途区域の見直しを行うべきではないかと考えます。当局のお答えをお聞かせくだ

さい。

次に、仙北組合総合病院の跡地利用の検討に時間がかかると大曲駅前市街地の振興に命取りにならないかという懸念の問題であります。

現在、仙北組合総合病院の移転が検討されております。まちづくり三法に影響されず、移転が確定した場合、その跡地利用のプランのまとめは、事業計画の立案、地権者の調整等、相当時間がかかることが予想されます。仙北組合総合病院の移転で大曲駅前の商業施設が、ドミノ式にピンチに陥る可能性があります。仮に再開発手法を取り入れた場合でも、準備組合設立だけでも最短で約3年の日時を要します。現時点から開発手法の検討も含め、担当するセクションを設けるべきではないかと考えますが、お考えをお伺いしたいと思います。

また、まちづくり三法、仙北組合総合病院の移転に関連して、この仙北組合総合病院、大仙市役所、関連する大曲小学校等の主要公共機能建築物の配置に関する検討プロジェクトチームを発足させるべきではないかと考えますが、当局のお考えをお伺いします。

次に、指定管理者の指定と第三セクターの経営情報の開示及びその経営管理についてお伺いいたします。

先程の菊池議員、そしてこのあと予定されております本間議員の指定管理者制度の指定についての様々な問題点の指摘があります。重複することがあるかと思えますけれども、菊池議員の公平性・公共性の確保、本間議員の指摘の予定の経営責任の問題、そして私の考える、どの程度市としてかかわり合うのかという問題について触れたいと思います。後に本間議員の総合的な判断、そして総合的な質問を期待しますが、私のつたない質問を加えさせていただきたいと思います。

議会が指定管理者の指定をする際、その法人等の内容がわからない状態では、ことの是非の判断が困難であります。今回の定例会では第三セクターが多数、指定管理者の候補に挙げられておりますが、第三セクターの経営に関する情報の開示が大切と考えます。現在の開示の状況と今後の開示の予定をお伺いします。

先程の昼食時間におきまして第三セクターの経営情報の資料を議員控え室に配付されたというふうに先程伺いました。たまたま私は昼食でまったく見ることはできませんでしたが、連続の貸借対照表、連続の損益計算書、こういったことを見ればですね、大体その企業の将来、予測することが可能であります。そういったことも含め、開示の内容のルールも含めて今後の予定をお伺いしたいと思います。

次に、今定例会で公共施設の料金の見直しが提案されております。第三セクターも企業経営であります。第三セクターのうちサービス業の経営では料金設定が利用者数、売上高に対して大きな影響を与えると思われます。この料金設定の経営判断は、どこで決定されたのでしょうか、第三セクターなのか、あるいは大仙市当局なのかお伺いたします。

次に、今回の指定管理者の指定は、第三セクターが主に管理者として指定されております。栗林大仙市長、そして栗林代表取締役と、大仙市長から栗林代表取締役に移すと、同一人物に管理者が移るということは、一般市民から見ても非常にわかりづらいことでもあります。民間のノウハウを活かす、管理コストの縮減を図るといふことにあると思ひますが、この実現には当然、競争原理がはたらかなければ実現が困難と思ひますが、今後どのような手段を講じて民間事業者、NPO、地域の団体等に門戸を開く考へがあるのかお伺いたします。

次に、ミニ公募債についてお尋ねいたします。

市当局はかねてより住民参加型市場公募債、いわゆるミニ公募債の発行を提案されてはいますが、その必要性について当局のお考へをお伺いたします。

現在、大仙市の市債の発行残高は1,105億円と聞いております。そのうちの3億円の公募でありますから、非常に慎重なスタートではないでしょうか。今後、件数、金額とも積極的に考へるべきではないかと考へますが、市当局のお考へをお伺いたします。

また、債権でありますから途中解約は当然発生すると考へなければなりません、その場合、債権の引受機関はどこになると予定されているのか、その場合、元本割れはあり得るのかをお伺いたします。

ただいまも申し上げましたようにミニ公募債は、場合によっては元本割れの可能性が有ります。国債が市場に出回り、流動性のある債権ですから元本割れのリスクは少ない債権であります。このリスクのあるミニ公募債の利率は、当然国債の利率を上回るべきではないかと考へますが、当局のお考へをお伺いたします。

以上質問させていただきましたが、よろしくご回答をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） 9番石塚柏君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 石塚議員の質問にお答へ申し上げます。

質問の第1点は、大仙市総合計画についてであります。

はじめに、産業振興と雇用対策についてであります。総合計画策定のために実施した「市民意識調査」の「希望ある若者が意欲的に働けるまちづくり」の施策に対し、「雇用情報の提供などにより、若者の雇用の場を確保」が20.8%、「地元業者の育成のため、公共事業を地元企業へ重点的に発注」が10.5%と、市民は雇用対策や地元企業の振興を強く望んでいる結果となっております。

特に「若者の雇用の場の確保」について、20代は29.9%、30代は23.0%と高い数値を示しております。

総合計画の基本構想は、これら「市民意識調査」結果や市民によるワークショップの声などを踏まえ、今後10年間の市政運営の方針として策定したものであります。

基本構想では、特に重点的に取り組むべき3つの施策を含め、その1つとして「若年層の雇用確保に努め、地域活力の創出を図る」としており、「人が生き、人が集う 夢のある田園交流都市」を創造するため、企業誘致や既存企業の支援などにより雇用機会の拡大を図り、若年層の地域定住に努めてまいりたいと存じます。

次に、実施計画と現在の雇用状況についてであります。近年、高校卒業生の就職等に改善の兆しが見えますが、平成10年に有効求人倍率が1を下回ってから現在に至るまで低い数値のまま経過しており、依然厳しい状況であると考えております。

総合計画では、地場産業の育成や福祉分野での雇用の拡大を目指すとしており、特に高齢化が顕著な当地域では、福祉分野での雇用の拡大にも期待しているところであります。

次に、平成18年度以降、雇用対策についてであります。実施計画につきましては、社会情勢や経済情勢、市民の要望等に対応するため、毎年見直しを図りながら進行管理をすることとしており、さらに18年度の早い時期に実施計画と財政計画を再度精査し、議会にお示ししたいと考えております。

雇用対策は、産業振興や観光振興、農業振興等、様々な施策と密接なかかわり合いを持っておりますので、実施計画等への反映につきましては、毎年の見直しの中で検討してまいります。

次に、市内の複数ある商工団体の一本化につきましては、それぞれ根拠法が商工会議所は「商工会議所法」、商工会は「商工会法」をもとに成り立っております。

市町村合併が進む中、同一自治体内に複数の商工団体が併存することを踏まえ、学識

経験者・日本商工会議所関係者・全国商工会連合会関係者による「今後の中小企業の支援体制のあり方等に関する研究会」が組織され、平成17年3月に報告書が出されております。

この中において、1つには商工会は商工会同士で、商工会議所は商工会議所同士で、それぞれ合併を推進し、組織等の改革を図るべきものとしております。

また、2つ目として、相互の歴史の中で培われたノウハウや強み等を提供し合い補完することで、地域の中小・小規模企業の立場を尊重した協力体制を構築していくことが大切であるとしております。

大仙市としては、平成19年4月1日を目標として合併の準備を進めております市内5商工会で組織する大仙市地区商工会連絡協議会に対し、合併推進費補助金として110万円を予算計上したところであり、これらの団体には側面から支援してまいりたいと存じます。

質問の第2点、中心市街地とまちづくり三法の中の1点目、まちづくり三法が制定された場合の影響及び2点目の都市計画の用途区域の見直しの考え方につきましては、建設部長から答弁させていただきます。

次に、仙北組合総合病院の移転と中心市街地の関係につきましては、議員ご指摘のとおり移転後の跡地利用について時間がかかることは避けなければならないという認識は私も同様でございます。

病院移転と跡地利用は表裏一体であり、中心市街地の活性化のためにも同時並行で検討していかなければならないものと存じます。

ご提案の担当セクションの設置につきましては、現在、企画部総合政策課に担当させておりますが、今後の進展に合わせ、市といたしましても、しかるべきとき、しかるべき体制で取り組んでまいらなければならないものと考えております。

次に、病院、市役所庁舎、大曲小学校の3つの施設の配置計画をというご質問につきましては、これらに限らず大仙市全体の公共施設の機能配置に関する計画を平成19年度までに策定する予定であります。その体制については、ご提案のプロジェクトチームを含め検討させていただきたいと存じます。

質問の第3点、指定管理者の指定と第三セクターの経営情報の開示と、その経営管理につきましては、助役から答弁させていただきます。

質問の第4点は、住民参加型ミニ市場公募地方債、いわゆるミニ公募債の発行につい

てであります。

はじめに、ミニ公募債の目的につきましては、市民がミニ公募債を通じて市が実施する建設事業などへの参画により、より身近な市政運営への関与が期待できるものであり、「市民と協働のまちづくり」を目指した住民参画により開かれた市政の展開を図る有効な手段として、また自治体の新たな資金調達の方法として発行を予定しているものであります。

なお、ミニ公募債の発行につきましては、国債などの販売ノウハウを持った金融機関による販売引き受けが必要不可欠と認識しておりますので、今後、市内金融機関と十分協議し、準備を進めてまいりたいと存じます。

次に、発行額、件数につきましては、（仮称）大曲南外学校給食センターの建設資金として約10億円の市債発行を予定しておりますが、そのうちミニ公募債として3億円程度を発行したいと考えております。件数につきましては、発行する額面の種類により左右されるものでありますので、先進事例を踏まえ、発行に要するコストとのバランスを考慮しながら、市の財政力や地域の購買力など総合的に検討し、最終的な判断を下してまいりたいと存じます。

次に、途中解約の場合の対応についてであります。ミニ公募債は預貯金と異なり、債券として市場に流通するものでありますので、途中解約される場合は、販売引受金融機関で買い取り、換金することも可能であると認識しております。

なお、先進事例を見ますと、売却される時期により、売却額が元本を下回る場合や、さらに途中売却に係る手数料も必要となる場合もあるようではありますが、詳細につきましては、今後、金融機関と協議・検討をしてまいりたいと存じます。

次に、ミニ公募債の利率につきましては、国債と同様にミニ公募債も購入者にとって魅力のある商品として積極的にPRを行い、売れ残りのないよう発行額を確保していくことが必要と考えております。現時点では具体的な利率を申し上げる状況に至っておりませんが、「（仮称）だいせん市民債」発行に際しましては、発行時点における国債利率を参考に設定してまいりたいと考えております。

大仙市として、また県内の市町村として初めての試みとなるミニ公募債の取り組みであります。国や県並びに金融機関からのご指導、ご協力をいただきながら、19年3月の発行を目指し準備を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、私からの答弁は終わります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。久米助役。

○助役（久米正雄君） 質問の第3点は、指定管理者の指定と第三セクターの経営情報の開示と、その経営管理についてであります。

はじめに、議会が指定管理者の指定を検討する際の第三セクターの経営情報の開示の現状についてであります。

既にお示ししております指定管理者制度導入基本方針で、現在、公社・第三セクターに管理運営を委託している施設につきましては、公募を行わず、そのまま2年間指定管理者とすることとしております。

現在の第三セクターの経営情報の開示につきましては、法の定めにより大仙市土地開発公社ほか市が資本金の2分の1以上を出資している8法人について、毎事業年度終了後に各法人の株主総会で承認を得た収支決算書、事業報告書等、経営を説明する資料を6月及び9月議会に提出しているところであります。

次に、経営判断の決定に関してであります。今回の指定管理者制度導入に伴い、市といたしましては類似施設の一貫した方針を示す観点から、利用料金の上限を統一しております。

しかし、個々の施設の料金につきましては、利用料金制を導入しており、第三セクターが指定後の経営判断等を行って料金を定め、市が承認していくこととなります。

次に、民間事業者等の指定に関する質問であります。菊池幸悦議員のご質問にご答弁申し上げましたとおり、今回上程している指定管理者の指定に関する30議案、105施設につきましては、現在管理を委託している団体をそのまま2年間指定する内容となっており、公募の実施を含めた実質的な制度の導入は、現在の直営施設で今後指定管理者制度へ以降するもの、または今回の指定期間が満了したものからとなり、早くても平成19年度以降ということになります。

平成19年4月以降に制度導入する施設につきましては、募集要項を定め、原則公募することとしていることから、議員ご指摘の民間事業者、NPO、地域の団体等も広く対象となりますので、市広報やホームページ等の媒体を利用し、制度の趣旨や内容の広報を行い、このような団体からも創意と工夫あるご提案をいただけるよう努めてまいります。

なお、候補団体につきましては、民間の有識者を含めた選定委員会において、施設の

公共性・公平性や市民サービスの低下など招かないよう、厳正かつ公平な審査を行い、選定の上、議会の議決に付したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。鎌田建設部長。

○建設部長（鎌田栄治君） 私からは、質問の第2点目、中心市街地とまちづくり三法についてのうち、まちづくり三法が制定された場合の影響と仙北組合総合病院移転への影響、また、都市計画用途地域の見直しについてお答えいたします。

はじめに、まちづくり三法の改正につきましてご説明いたします。

まちづくり三法は、改正都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法の三法を指しておりますが、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案」「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案」の2案が今国会に提出され、審議されることになっております。

都市計画法の改正案では、延べ床面積が10,000㎡を越すスーパーや飲食店、映画館、娯楽施設などが対象で、大型店の出店を都市計画法上の「商業」「近隣商業」「準工業」の3用途区域に限るとしております。これまで出店が認められてきた「工業地域」や「白地地域」などには、原則出店できないとしており、これらの地域に出店する場合は、市が用途地域を変更しなければならないこととなります。したがって、都市計画の手続きの段階で地域の判断が反映されることとなります。

また、市街化調整区域内での病院や学校などの開発を規制するものです。

中心市街地活性化法の改正案では、医療施設や社会福祉施設並びに学校施設などの都市機能の集約と中心市街地のにぎわい回復を一体的に進める自治体の支援を強化するとしております。

さて、まちづくり三法が制定された場合の影響についてであります。これまでに大曲バイパス沿いに立地しておりますショッピングモールなどのような施設について、今後は市のまちづくり計画に適合しない場合建設できないこととなります。また、病院などにつきましては、大仙市は市街化調整区域を設定しておりませんので、郊外への移転などに対する直接的な影響は、現段階ではないものと考えられますが、跡地利用などの施策に対する国の助成は厳しくなるものと思われまます。したがって、次の用途地域の見直しに対する答弁とも重なりますけれども、規制の条件が都市計画法上の用途地域

が関係していることから、今後の出店計画に対応するためにも「大仙市都市計画マスタープラン」の策定が必要となるものと認識しております。県では市町村の都市計画の上位計画となります基本計画の見直し作業を平成18年度から開始すると伺っているところであり、市といたしましても県の作業状況を見据え、調整を図りながら、都市計画マスタープランの策定に着手いたしたいと考えております。

用途地域は、大仙市としての視点から、将来の市街地として想定される地区の開発を適正に誘導する制度であり、既存の用途地域の見直しや大曲地域国道13号及び国道105号沿線、大曲西道路ランプ周辺などにつきまして、議会はじめ市民や関係機関の意見を伺いながら十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 9番、再質問はありますか。はい、9番。

○9番（石塚 柏君） 1点だけ再質問お願いしたいと思います。

商工会と商工会議所の一本化についてであります。

商工会と商工会議所の設立といたしまししょうか、背景になる法律が違うということは存じ上げております。しかし、所管する省庁はですね通商産業省でしたでしょうか。いわゆる昔の通産省ということで、本庁が商工会議所、中小企業庁が商工会という、いつてみれば本家とばっ家みたいな感じでやっているということなんですね。大曲の商工会議所は、もともと平成9年か10年に商工会から商工会議所になったんです。ですから、今現在ある商工会がですね商工会議所になれないということではない。そのときにどうしたかということ、大曲商工会を廃止してですね、新たに大曲商工会議所を設立したということであります。ずっと商工関係者としていろんな関係のお話をお聞きするんですが、最初のこの法律論で議論がストップしちゃうということが、非常にまみ見受けられるわけですけども、先程ちょっとお話申し上げましたように、岩手県の知事は、もう政治的な判断でこれはおかしいと、1つの行政区で同じテーマで商工会議所だ、やれ商工会だ、商工会の本部どこに置くのかと、旧大曲なのかというような話になればですね、話としてはやはり非常に不自然。それと先程、産業起こし、それから雇用対策についてお話を申し上げたわけですけども、やはり県と市と商工団体がきちっと一緒になってですね、たくさん国の支援事業があるんです。それから県のたくさん支援事業のメニューがあるわけですね。そういったものを活かしていくにはですね、俺はこっちの会だ、あっちの会だなんてやっている暇はないと思うんですよ。是非、明確な、唯一です

ね明確なご答弁が得られなかったので、あえて再質問させていただいたわけですが、ひとつもう一度ですね、市長からですね政治的な判断として自分としてはどうなのかということをして是非お伺いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 石塚議員の再質問にお答えします。

冒頭申し上げましたけれども、商工会議所と商工会、それぞれの別の法律で設置されている団体であります。確かに地域の中に類似した経済団体が2つあるという議論もあると思います。ただ、私の理解では、会議所は会議所、商工会は商工会として今までやってきたわけでありますので、まずはそれぞれの団体からもし合併するとなれば協議が始まるべきではないかなという考えでおります。我々の市町村合併も、国がどうあれ、あるいは県がどうあれ、我々地域の中でやっぱり自主的に話し合いが始まって合併したわけでありますので、行政から民間団体に対してどうこう指示するのは、私はいかななものかと思えます。岩手県知事は岩手県知事の考え方であろうと思えますけれども、大仙市長としてはそういう考えは持っておりません。

○議長（橋本五郎君） 9番、再々質問。

○9番（石塚 柏君） 商工会と商工会議所に県から、それから大仙市から相当の金額の補助金が出ています。そういう状態をずっと仮に5年、10年というスタンスで続けていっても、そういったことについては自発的な意見が出てこない限り、そういう状態を続けるというふうに理解していいですか。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） そのとおりです。

○議長（橋本五郎君） これにて9番石塚柏君の質問を終わります。

この際、10分間休憩いたします。午後2時40分まで。

午後 2時31分 休 憩

午後 2時42分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。15番橋村誠君。はい、15番。

○15番（橋村 誠君）【登壇】 新生会の橋村です。本日最後の一般質問でありますので、皆様には大分お疲れのことと思いますが、もうちょっとよろしくお付き合いを願います。

たいと思います。

また、私自身初めての質問でありますので、お聞き苦しい点等につきましては、ご容赦を願いたいと思います。

さて、当大仙市は平成の市町村合併に、県内では先駆的に取り組み、それを成し遂げ、はや1年になんなんといたしておりますが、市長をはじめとする当局の皆様方のこれまでのご努力には心から感謝と敬意を表するものであります。また、平成18年度当初予算編成にあたりましては、合併初年度の旧市町村の持ち寄り予算とは異なり、合併後初めてとなる全市一体とした本格予算となるわけであります。

しかし、国・県の財源難の影響から、財政的には大変厳しい状況下にあつて、編成作業は難航を極めたものと想像いたしておりますが、心からねぎらい申し上げますとともに感謝するものであります。

本題に入りたいと思いますが、通告に従いまして質問させていただきます。

第1点目であります。大仙市総合計画についてお尋ねしたいと思います。この件につきましては、前に質問しました竹原議員、また石塚議員と大分重複する面があるわけですが、せっかく書いた初めての原稿でありますので読まさせていただきます。

今回策定されました総合計画につきましては、合併時の新市建設計画の期間が、ほとんど未経過となっている中での策定ということになると思いますが、それぞれの計画に設定されております基本目標を比較してみましても、項目数では総合計画が6項目、新市建設計画では8項目となっており、内容面ではあまり差異は認められないような状況かと思われまます。また、新市建設計画の計画期間につきましては、基本的に合併後10年間を見据えたものとされておりますが、新市の総合計画が策定されるまでの間ともなっているようであります。ご案内のとおり新市建設計画は、合併時の協定項目であり、県などからも承認を得ている振興計画であると認識をいたしております。総合計画の中では、今回策定に至った背景等に触れられてはおりますが、新市建設計画に変えて総合計画をこうした早い時期に策定しなければならなかった理由が、いまいわかりにくいような気がしてならないわけであります。通常の場合でも基本計画部分については、4年経過後に見直しということになっていると伺っておりますが、そのように考えた場合、今回はもう少し時間をかけての策定でもよかったのではないかと考えるところであります。そこでお尋ねをいたしますが、このように急がなければならなかった理由について、今一度お聞かせを願いたいと存じます。また、今回策定の総合計画が新市建設計

画の考え方が基本となっていることにつきましてはそれなりにわかりますが、具体的にはどの箇所がどのように見直され、あるいは整理されたのか、主な部分で結構ですのでお聞かせを願いたいと存じます。

次に、第2点目であります。今、私ども自治体は、国の三位一体改革の影響から地方交付税の削減などにより、かつてない財源難にあえいでおります。これを少しでも自助努力でカバーしていかなければならないわけではありますが、私はこのためには自主財源となる税収の適正確保に努めなければならないと考えている一人であります。つまりは、税の滞納対策を今後どのように展開するかが一つの鍵となるように思いますし、この点につきましては税負担の公平性の堅持という面からも大変重要な課題であると考えております。そこで市では、この税の滞納対策を今後どのように講じていこうとしているのかお聞かせを願いたいと思います。併せて、平成16年度の滞納額と収納実績及び17年度の見込みについてもお聞かせを願いたいと存じます。

次に、第3点目は、介護保険事業についてお伺いしたいと思います。

介護保険事業につきましては、平成12年度制度開始以来はや7年目を迎えようとしたしております。政府としては、あまねく周知は図られたとは思いますが、まだまだ成熟の域に達したとは言い難い状況と思っております。こうした背景を受けてとは思いますが、介護サービス給付費は年々増加してきており、特に居宅介護サービス費の増が顕著となっているようであります。今、介護保険事業につきましては、平成18年度からの計画期間に向けて第3期目の介護保険事業計画が策定中と伺っており、この3期計画の中では、今後3年を見据えたサービス量が推計され、これを基にして保険料が設定されると伺っております。そこでお尋ねでございますが、第3期計画上では2期計画との比較において、サービス量がどのくらい伸びる見通しなのか。また、現在5段階となっている保険料の段階の見直しがなされるのかどうか。されとした場合、どのようになるのか。さらに、見直しの有無にかかわらず段階毎の保険料がどのように改定されるのかについてお聞かせを願いたいと存じます。

第4点目であります。廃棄物対策についてお伺いしたいと思います。

新清掃センターの完成は、可燃・不燃ごみの分別処理はもとより、資源ごみの分別処理に多大な貢献をしてきているところでありますし、私どものごみ分別に際しての意識改革にも大きな寄与があったところであります。こうした市のハード・ソフト両面にわたる努力の結果、市民の分別排出はすっかり定着してきており、とりわけ資源系のごみ

は順調にリサイクルに向けられてきていると思っておるところであります。この資源ごみのうち18年度からは、びん・かんの収集をこれまでの月1回から2回の収集にするようではありますが、サービスが向上するのはまったくもって有り難いことでもあります。しかしながら年々減少する人口やその費用のことを考えますと、びん・かんだけが収集回数を増やさなければ対応できないとは考えにくいと思われることから、今回こういう対応をするにした経緯などについてお聞かせを願いたいと存じます。

また、昨年10月からは新しいごみ袋が導入されましたが、使い勝手や価格においての市民評価やカラス予防対策としての着色効果があったのかどうかについても併せてお聞かせを願いたいと存じます。

以上4点についてご質問させていただきましたが、再質問はなるべくいたしません。よろしくのご答弁をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 15番橋村誠君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 橋村議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、大仙市総合計画についてであります。

はじめに、なぜ急いで総合計画を策定したかとの質問であります。合併前に策定されました新市建設計画は、計画作成時から3年近くが経ち、市民意識の変化や行政需要の多様化、また、国の制度の変化、財政状況の悪化などにより計画の見直しが必要となったことから、大仙市としての総合計画の策定を急いだところでもあります。

平成22年度までの財政見通しでは、合併前に計画された大型事業の実施や合併協議でのサービスの均一化などにより、一般財源に占める扶助費や公債費等の割合が新市建設計画と比較して高くなっているなど厳しい財政状況にあります。

こうした点を踏まえ、特に普通建設事業等については、一般財源ベースで約2分の1に縮減を実施するなど精査・見直しを図る必要があったところでもあります。

次に、新市建設計画と総合計画では、具体的にどの箇所がどのように見直され、あるいは整理されたかということにつきましては、まず大仙市が目指す将来都市像を「人が生き、人が集う 夢のある田園交流都市」とし、産業・雇用の創出に努め、交流人口の拡大を促進するほか、既存の都市機能に加え自然環境、田園との調和を図りながら、安らぎと居住性、快適性の高い都市空間の創出に努め、人が生き・人が集うような魅力ある地域、安心して暮らせる地域の創造を目指しております。

新市建設計画に示す3つの基本目標「大地の恵みを活かした安全、信頼の食糧基地」「住む人々、訪れる人々が日本一の笑顔と豊かな心に出会う故郷」「住民が主役、住民と一緒に創るパートナーシップ（協働）のまち」を整理し、基本構想では、夢のある田園交流都市を創造するため「人が生き地域が輝くまち」「人が集い地域が躍動するまち」「ともに支え合い笑顔と豊かな心に出会うまち」を基本理念に掲げ、将来都市像の実現に向けて、これからのまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、基本構想においては、向う10年間重点的に取り組むべき3つの施策「子育て支援と支え合う福祉社会の構築」「道路・上下水道の整備促進」「産業振興・雇用の創出」を掲げております。

まちづくりの基本方針については、新市建設計画に示す8つからの体系を整理し、基本構想では市政の各分野における6つの施策の柱を設定し、まちづくりの基本的な方針を示しております。さらに、大仙市の経営方針を示すために、構想の実現に向けて行財政運営の効率化及び市民との協働について、新市建設計画の内容を精査・見直しをしております。

加えて、基本計画では、施策の柱ごとに施策の大綱を示し、現状と課題、基本方針や具体的な取り組み概要など大仙市のまちづくりの具体的な施策体系を示すとともに、行政運営の方針を明らかにしております。

質問の第2点、税の滞納対策につきましては助役から、質問の第3点、介護保険事業につきましては健康福祉部長から、質問の第4点、廃棄物対策につきましては市民生活部長から、それぞれ答弁させていただきます。

私からは以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。久米助役。

○助役（久米正雄君） 質問の第2点は、税の滞納対策についてであります。

市税は、自主財源として市財政の根幹を成すものであり、また、徴税の公平の観点からも収納率の向上は主要命題と考えており、市では各総合支所に納税班を配置し、収納に取り組んでおります。

税の納付は自主納付が基本であり、納税貯蓄組合活動等を通じた納税意識の向上、広報等による納税の喚起、口座振替納税による利便性の向上を図っているところであります。

さらに、徴収事務について各総合支所でまちまちであった体制を統一するため、「市

税の徴収事務の基本方針」を作成して、適正な徴収事務の執行や職員の資質の向上等、事務処理上の基本的事項、効率的な滞納整理を進めるための手順、滞納処分の方針等を定めたところであります。

平成16年度から一般税で5億3,100万円、国民健康保険税で5億7,300万円の滞納繰越があり、文書や電話による催告、臨戸による徴収などの日常の徴収業務のほか、年末には全総合支所において一斉に納税相談窓口を開設するなど、鋭意努力を重ねてまいったところであります。

また、現在各総合支所において、具体的な行動計画や収納額・収納率の目標数字を挙げて「年度末緊急調整計画」を作成しており、3月15日の申告相談終了後に担当職員全員体制で納税相談窓口の開設や臨戸徴収を行うなど、年度末出納閉鎖に向けて税額の確保に努める所存であります。

しかしながら、景気の低迷により納税環境は悪化しております。今後とも滞納者との納税相談を重ねてまいります。納税相談に応じない場合や誠意が見られないもの、滞納を繰り返す常習滞納者、担税力がありながら納付しないなど、いわゆる悪質な滞納者に対しては、毅然とした態度で臨み、財産の差し押さえ等も視野に入れた対応をしていかなければならないものと考えております。

なお、16年度の収納状況でございますが、一般税では総額で現年課税分、滞繰分を含めまして収入総額が74億2,200万円でございます。徴収率は現年課税分が97.74%、滞繰分が10.69%、トータルで92.35%となっております。

また、17年度の見込みにつきましては、今後ただいま申し上げました徴収体制で税収の確保に努めてまいります。現在、一般税の現年課税分の徴収率を98%を目標にやっております。しかしながら、市税全般では平成16年度の決算とほとんど総額が変わっておりません。ほとんど伸びていない状況でございます。現年課税分、滞繰分、合わせまして74億5,000万円の税額を確保するよう努力中でございますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋源一君） 質問の第4点は、廃棄物対策であります。

はじめに、平成18年度から資源ごみのうち、びん・かんの収集回数を月1回から2回にした経緯ではありますが、びん・かんの収集回数については、これまで仙北・協和地

域で週1回、神岡・南外・太田地域が月2回、大曲・西仙北・中仙地域が月1回であります。

このように、これまでのごみの収集体制が地域ごとに異なることから、市民が同一にサービスを受けられるように、平成18年度からは燃やせるごみ・燃やせないごみ・びん・かん・ペットボトル・古紙のすべてのごみの収集体制を統一する方針から行うものであります。

次に、新しいごみ袋の導入につきましては、以前からスーパーのレジ袋のような結び目のついた扱いやすい形状との要望がありましたので、見本を取り寄せまして消費者協会の会員の方々などから使用していただき、好評だったことから導入したものであります。

価格につきましては、独禁法との関連もございますので規定できませんが、これまでと同価格程度の1袋10枚入りで100円前後で販売しているようであります。

なお、カラス対策としての着色効果であります。黄色のごみ袋などがテレビなどで話題となっておりますが、調査したところ、カラス博士として異名を取る宇都宮大学の杉田教授と化学メーカーが共同開発したもので、東京都杉並区・大分県臼杵市で実験の結果、その効果が実証されております。

現在、当市の新しいごみ袋の普及率は、まだ20%程度でありますので、今後広く出回った時点におきまして、地域ごとに効果についての調査をしてまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。根本健康福祉部長。

○健康福祉部長（根本正進君） 質問の3点目でございますが、介護保険事業についてであります。

はじめに、大曲仙北広域圏におけるサービス量の見通しにつきましては、3カ年の総給付額で比較いたしますと、平成15年度から平成17年度までの第2期計画では260億5,954万円の計画数値でありましたが、平成18年度からの第3期計画においては、新設された要介護状態になることを予防するための地域支援事業費をはじめ、第3期計画期間中に開設が見込まれる特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホーム、また新設されます地域密着型小規模有料老人ホームなどの影響を考慮しまして、336億5,603万6千円というふうに見込んでございます。これを比較いたしますと75億8,649万6千円の増で、伸び率といたしますと29.1%であります。

また、これを第2期の計画期間の給付実績見込額と比較いたしますと59億7,050万1千円の増となりまして、伸び率は21.6%となる見通しでございます。

次に、保険料の段階につきましては、従来は5段階でありましたが、第3期計画では見直しを行うこととなっております。第2段階を2つに区分し、低所得者層に配慮した区分設定とする予定でありまして、全部で6段階とすることとなっております。

具体的には第1段階は変わらず、従来第2段階については、世帯全員が市町村民税非課税世帯で、前年の収入総額が80万円以下を第2段階に、世帯全員が市町村民税非課税で第2段階以外を第3段階と区分し、従来第3段階以上が1段階ずつ繰り上がる区分としております。

次に、保険料の改定につきましてであります。保険料段階区分が6段階となることによりまして、従来は第3段階が保険料の基準額でありましたが、18年度からの改定後においては第4段階が基準額となります。

各段階の保険料の額であります。仮に基準額が月額4千円に設定されますと、それぞれに定めた割合によりまして、第1段階と第2段階が0.5倍の月額2千円となり、第3段階が0.75倍の月額3千円、また、第4段階が基準額でありますので4千円、本人が課税されている第5段階が1.25倍の月額5,000円、本人課税で前年所得が200万円以上の第6段階が1.5倍の月額6千円となる考え方となるようでございます。

但し、税制の改正によりまして保険料の段階が極端に上昇する方に対してましては、18年度から20年度までの3年間で段階的に保険料の額を引き上げていくという、激変緩和の措置を講ずることとしております。

なお、昨年12月に開催しました介護保険事業計画策定委員会では、第3期の暫定保険料基準月額を3,998円と積算しておりまして、お示しをいたしているところでございますが、精査した後の最終保険料額につきましては、このあと3月22日開催の広域圏組合議会臨時会に上程されます介護保険条例改正案の中でご審議いただくことになってございます。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 15番、再質問ありませんか。はい、15番。

○15番（橋村 誠君） 懇切丁寧なご答弁、誠にありがとうございます。再質問はありません。

○議長（橋本五郎君） これにて15番橋村誠君の質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

本当に長時間ご苦勞様でございました。

午後 3時10分 散 会

